

平成25年第12回教育委員会定例会
議案書
(別添資料)

北栄町教育委員会

平成25年第8回北栄町議会定例会
一般質問 質問事項一覧

	質問者	質問事項	質問の相手
1	5番 前田栄治議員	投票所数と投票率について	町長 選挙管理委員長
2		町長の政治姿勢について	町長
2	4番 山下昭夫議員	北栄町の財政再建とこれからの町運営について	町長
3	6番 森本真理子議員	新規就農者支援について	町長
4		投票所の数の見直しについて	町長 選挙管理委員長
4	4番 飯田正征議員	農業問題について	町長
4		いじめ問題について	教育委員長
5	9番 斎尾智弘議員	夢と希望ある農業について	町長
5		障がい者雇用の実態について	町長
5		外出支援事業について	町長
6	8番 町田貴子議員	介護保険について	町長
6		障がい者福祉施策について	町長
7	3番 池田捷昭議員	北栄町議会議員一般選挙について	選挙管理委員長
7		北条川放水路建設に伴う地盤沈下と管理運営について	町長
7		北条砂丘風力発電について	町長
7		町長の政治姿勢について	町長
8	2番 田中精一議員	危険建物の撤去について	町長
8		地下式消火栓の移転について	町長
9	11番 油本朋也議員	交通安全対策について	町長
10	13番 長谷川昭二議員	下水道使用料の引き上げについて	町長
10		町民生活に即した予算編成について	町長
11	1番 浜本武代議員	人権教育推進指導員の増員について	教育委員長
11		協働のまちづくりについて	町長
12	10番 阪本和俊議員	町有財産の維持管理と処分について	町長
12		町道の維持管理について	町長
	計 12 人	計 25 問	

一般質問答弁書

平成 25 年 12 月 16 日

質問事項番号	4-2 番	質問議員名	飯田正征（4 番）
質問事項 (質問要旨)	いじめ問題について ・11 月実施のいじめ実態調査の結果について、前回と比較し、どう分析しているか、指導の成果は出たか ・北条小学校・大栄中学校のいじめ事案についてどう考えているか ・北条中学校では、毎月いじめアンケートを実施し、すべての生徒と面談を行うとしているが、成果はどうか		
答弁者	教育委員長	担当課	教育総務課

〔答弁要旨〕

〔答弁要旨〕

飯田議員のご質問にお答えします。

はじめに、9 月議会で今後の指導方針についてご質問を受け、4 点申し上げました。この方針に基づき各学校では、前回の調査結果を踏まえ、日常の観察等を今まで以上にきめ細やかに行い、児童生徒理解に努めてきております。

また、いじめの未然防止に向けた「いじめを生まない学校づくり」の一環として、8 月には「第 3 回湖南市いじめをなくそうサミット」に町内中小学生 10 人が参加し、意見交換をしました。その取り組み成果を踏まえ、各学校でいじめをなくするアピール集会を行いました。更にその内容は、先に行われました「北栄町人権フェスタ 2013」で小学生が広く参加者にむけて発表したところであります。

また、中学校文化祭においては、いじめ問題や人権問題解消に向けた取り組みの発表が行われました。

このように、児童生徒によるいじめ撲滅に向けた主体的な取り組みができつつあるところであります。

まず第1点目の「11月実施のいじめ実態調査の結果と前回の調査を比較し、どのように分析しているか、指導の成果は出たか。」とのご質問であります。

小学校では、1・2年生については前回に比較して増加した事項もあれば減少した事項もありました。

これは、小学1・2年生においてはいじめに対する捉え方、質問に対する理解などがまだ十分に出来ていない中での結果であると考えます。

小学校3年生から6年生、中学校におきましては、「現在もいじめを受けている」「受けたことがある」と二つの質問項目のどちらかに該当すると答えた児童生徒は、前回と比較し、北条小学校で25人、大栄小学校では32人、北条中学校では16人の減少となりました。

ただ、大栄中学校については5人増加しておりますが、この5人につきましては「受けたことがある」に該当するものであり、現在進行形のいじめではありませんでした。

この様に、小学3年～6年生、中学生では、いじめの実態が現在もあると答えた数は減少し、特に上学年になるに従い減る傾向がありました。

また、今回のアンケートで記載欄にいじめ事案の記載が1件ありました。この件につきましては、即日該当者に事実確認を行い、指導を行っております。さらに全校集会を開催しアンケート調査の結果報告と併せ、学校からいじめをなくしていくことを改めて確認しております。

これらの結果から言えることは、小中学校ともにいじめを許さない学校づくりに教職員が一丸となり取り組んでいこうとする強い姿勢を児童生徒が感じ取り、そしていじめの事象を教職員や保護者に言える、伝える雰囲気ができつつあることが伺われます。また、この調査は無記名で秘密を厳守していることから、子どもたちが心配する事なく正直に回答できいるものと思っています。

各校では今回の調査を踏まえ、先回の調査により実施してきた取り組みに加え、いじめを許さない学級集団の育成、家庭環境の詳細な把握、仲間づくりの観点から学年での好ましい人間関係づくりの取り組み、アンケート結果をもとにした児童生徒に関する情報交換と、担任を中心とした個別指導などを、更に取り組んでいっておりました。第1回目の調査後の対応と同様にアンケート結果をもとに、いじめの早期発見、早期対応に努め、児童生徒に対して、いじめをしない・させない・ゆるさない気風の醸成を継続的に進めてまいります。

次に、10月の行政報告会で行いました北条小学校と大栄中学校のいじめ事案についてどのように考えているかとのご質問であります。

北条小学校では、下校途中に複数の児童からの嫌がらせを受けていた事案、大栄中学校では部活動中に複数の生徒が叩く、蹴る等の行為を行った事案が発生し、北条小学校では被害児童が、大栄中学校では現場を見ていた生徒が学校に相談し発覚したもので、どちらの学校でも事案が判明した時点で、迅速に事実確認を行い、保護者を含めた児童生徒の指導、保護者会の開催などを行い、解決に向け対応した所でございます。

教育委員会としましては、いじめの未然防止や早期発見に努めてきた中の発生であり真摯に受け止めいかなければなりません。これらの事案やこの度の調査をとおして、「被害生徒がいることをアンケートで伝えた生徒」、「自分から学校に相談した児童」、「いじめの現場を見て学校に伝えた生徒」の出現に力づけられる気持ちと、これで発見できているかのように思い過ごしをすることなく、この度の事案を教訓にして、いじめが起こる構造、自分からいじめられていることが言えない心理等、しっかりと見抜く目を持ち指導・対応をしていかなければならぬと考えているところであります。

3点目の「北条中学校では、毎月いじめアンケートを実施し、全ての生徒と面談を行うとしているが、その成果について」のお尋ねであります。

北条中学校では、町実施の無記名いじめアンケートとは別に昨年9月より記名式のいじめアンケートを毎月実施しております。

生徒との面談につきましては、アンケート結果により必要と考えられる生徒に対し行い、全員の面談は各学期に教育相談週間を設け、事前に教育相談アンケートを実施し、放課後を中心に面談しております。

成果としては、一人ひとりの抱える悩みについてその都度詳しく話を聞き、個別の問題の解決につながっていると考えています。

以上3点のご質問についてお答えいたしましたが、この度の調査結果やアンケートでの記述によって伝えられたいじめ事案、そして二つのいじめ事案から、いじめの被害を受けていたり加害に加わっていたりする児童生

徒が常に存在しているのだという認識と危機感を持ちながら、今後とも粘り強く取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

以上

《参考資料》

- ① 11月実施いじめアンケート調査表・・・・・・・・・・・・資料1
- ② 11月調査いじめアンケート結果・比較表・・・・・・・・資料2
- ③ " 各校の結果分析と取り組み・・資料3
- ④ 5月実施アンケートの結果を受けた各校の取り組み・・・資料4
- ⑤ いじめ防止対策推進法（9月28日施行）概要版・・・・資料5
- ⑥ いじめ防止基本方針（10月11日付）・・・・・・・・資料6

一般質問答弁書

平成25年12月17日

質問事項番号	11-1番	質問議員名	浜本武代（1番）
質問事項 (質問要旨)	人権教育推進指導員の増員について ・人権教育推進指導員は現在13名、「人権を学ぶ会」で5自治会を担当。もっと多くの町民が関わって人を大切にし合える、住みよいまちづくりになるよう増員への働きかけが必要。 ・人権を学ぶ会の事業継続においても重要。		
答弁者	教育委員長	担当課	生涯学習課

〔答弁要旨〕

浜本議員のご質問にお答えします。

本町の自治基本条例の基本理念として第一番目に「一人ひとりの基本的人権が尊重されるまちづくり」を掲げております。

人が人を大切にしお互いに尊敬しあいながら、思いやりの心を持ち明るく暮らしていくことは町民の願いであり、一人ひとりが人権の尊さを認識し、人権問題を自分の問題としてとらえ積極的に取り組みを進めていかなければならぬところであります。町や教育委員会では、「北栄町まちづくりビジョン」や「教育ビジョン」に人権尊重を謳い、子ども園や保育所、小・中学校、各種団体、職場、そして地域での人権教育の取り組みの推進を図ってきているところです。

中でも、住民の暮らしの拠点である地域での人権教育の取り組みを充実させることは、皆が幸せに暮らすことにもつながっていく大切なことがあります。本町ではその一環として住民自らが参加し、日常生活における様々な人権問題を知り、解決に向け実践に結びつけるため、「人権を学ぶ

会」を行ってきており、本年度も幅広く人権問題について学習をしてきたところです。この「人権を学ぶ会」を開催するに当たりましては、会の企画立案、助言に携わる人権教育推進指導員、並びに、各自治会での推進主体となる人権教育地区推進員は、人権教育・人権啓発の推進に大きな役割を果たしていただいているところです。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、重要な役割を果たしていただきたい人権教育推進指導員の方々は、平成20年に19人でしたが、年々減少し13人となり、各自治会に出かけられる回数が増え、現在の指導員の皆様に大変なご負担をおかけしている状況があります。このことにつきましては、数年前から、私たちも懸念していたことであり、有識者の方々に増員に向けたお願いをしてきた経過はありますが、様々な理由により、増員にはいたっていない現状があります。

教育委員会としましては、住民主体の人権尊重のまちづくりを進めいくためには、人権教育推進指導員はなくてはならない存在だと認識しておりますので、幅広く様々な人権問題に携わっておられる方々を視野に入れながら、増員を目指して取り組んでまいります。

(参考資料)

1. 一般質問答弁要旨案
2. 町自治基本条例
3. まちづくりビジョン
4. 教育ビジョン
5. 人権を尊重するまちづくり推進計画

6. 人権教育推進指導員名簿
7. 教育行政評価委員による平成 24 年度評価結果
8. 人権を学ぶ会参加状況



資料No. 2

平成25年11月18日

北栄町長 松本 昭夫
北栄町議会議長 井上 信一郎
北栄町教育委員会 } 様

鳥取県東伯郡北栄町国坂680番地
北栄町立北条小学校 P T A
会長 磯江正行



教育環境・施設・設備の充実に関する陳情書

貴職には、平素より北条小学校の教育振興につきまして、格別な御高配を賜り、心から感謝申し上げます。また、本町単独の中学校における33人学級の設置及び学校司書補佐員、学校主事補佐員、特別支援教育補佐員の継続をしていただき感謝申し上げます。

さて、昨今の国及び各地方自治体の行財政は年々に厳しさを増しており、並々ならぬ御苦労があろうかと存じます。しかし、21世紀を心豊かにたくましく生きていく子ども達を育成していくためには、ソフト及びハード両面で常に時代の要請に即した学校教育環境の整備充実が必要であると考えています。

つきましては、下記の事項について、特段の御配慮を賜り、早期に実現できますよう本PTAの総意をもちまして切にお願い申し上げます。

記

【要望事項】

1 33人学級(中学年)の継続

中学年はこの基準による学級編成で学習時の個別支援はもとより学習内容や学習規律・基本的生活習慣の定着など、個に応じたきめ細かな指導ができるとともに、担任と保護者との連携も綿密となり、教育効果が高まっていますので、来年度以降も継続をお願いします。

2 学校司書補佐員、学校主事補佐員、特別支援教育補佐員の配置継続

学習に図書館を活用する上で、学校司書の役割は大変重要です。司書がいる図書館であってこそ学習効果が大きいと思います。

教員が子ども達の指導に集中することができるは、校内の多岐にわたる仕事を学校主事の方にしていただいているからです。

また、個々の目標に合った特別支援教育を進めるために、特別支援教育補佐員を配置していただいており、その効果は確実に高まっています。来年度も特別支援学級児童の障害特性に対する個別の支援をさらに充実させるために継続して2名の配置をお願いします。

3 遠距離通学児童の登下校の安全確保と通学費全額補助について

遠距離通学児童のバス通学について町バスや冬季公用車、路線バス利用等の御配慮いただきましてありがとうございます。

しかしながら、通学距離が概ね3km以上ある東新田場（3年生以上）西新田場（全学年）の児童や概ね3kmの米里・江北浜（全学年）が40分以上かけて徒歩通学をしております。また、概ね3kmの松神・下神・曲においては路線バスを利用してはいるものの3年生以上の冬季間以外の路線バス定期代については保護者が負担している状況であります。

つきましては、少子化により児童数は減少傾向にあり、下校時においては少人数で下校しておりますので、交通安全及び防犯上の観点から東新田場及び西新田場の全学年児童が通年でスクールバス通学できるようにご配慮をお願いします。

また、現在、保護者が負担している松神・下神・曲（3年生以上）児童の冬季以外の路線バス定期費用につきましても全額補助をお願いいたします。



平成25年11月7日

北栄町教育委員会

教育長 岩垣 博士 様

北栄町由良宿213番地

北栄町立大栄小学校

PTA会長 大西 慶祐

合校大
長P宋
之T小
EP A學

大栄小学校通学路の危険箇所および学習環境等の改善について(要望)

晩秋の候、貴職におかれましては、ご多用の毎日をお過ごしのことと拝察いたします。関係各位の絶大なるご理解とご協力により、本校PTA活動も順調に進んでいるところであります。誠にありがとうございます。

さて、子どもたちの健康安全や一人ひとりを大切にする学習環境の改善・充実について、下記の点につきまして何卒一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

要望事項

【学習環境などの改善】

- ①平成26年度1、2年生の30人学級と3、4年生の33人学級、4、5年生の35人学級の適用の継続
 - ②平成26年度 町負担の教職員の配置(学校主事補佐員・学校司書補佐員・ICT教育活動支援員)の継続と特別支援教育補佐員の2名配置の継続
 - ③教室の前面黒板の取替え
 - ④第1音楽室のオルガンの撤去と机・いすの購入
 - ⑤児童用パソコンの増設と机・いすの購入
 - ⑥トイレの水道付近の塗り替え
 - ⑦家庭科室の調理台更新
 - ⑧教室の学習計画記入黒板と後ろの黒板の塗り替え
 - ⑨第1・第2理科室にエアコン設置
 - ⑩非常階段のサビ落としと塗り替え
 - ⑪体育館下屋根雨樋清掃と修繕および雪落下防止対策
 - ⑫正面玄関から大校門までのバス通路と校庭周辺の樹木の枝落とし
 - ⑬体育館裏の高木の撤去
 - ⑭校庭バッケネットのサビ落としと固定
 - ⑮洋式トイレの増設
 - ⑯第2音楽室にエアコン設置
 - ⑰第2理科室の水槽の修理
 - ⑱給食用コンテナプールの整備
 - ⑲放送室のカーペットはがしと床のはりかえ
- 【通学路等の危険箇所の改善】
- ①由良2区の旧鳥取SK跡地の処分
- 【通学路等の除雪作業】
- ①通学路の速やかな除雪作業



要望事項

【学習環境などの改善】

① 平成26年度1、2年生の30入学級と3、4年生の33入学級、5、6年生の35入学級の適用の継続

30入学級の適用によって、教育的配慮や支援が充実し、子どもたちの持つ能力や可能性を伸長するための指導ができやすくなります。特に低学年では、ぜひとも1、2年生の30入学級の適用の継続を実現していただきますようお願いいたします。

また、3、4年生において33入学級、5、6年生において35入学級の適用の継続をお願いしたいと思います。各学年とも家庭的な課題を持っている子、特別な支援・配慮が必要な児童が増えてきています。それぞれの児童の課題に寄り添って支援していくためには、必要だと思います。学年が上がると、漢字の習得数が急増したり、抽象的な思考場面が多くなったりし、個人差が急に広がる時期であることを考えれば、指導の観点からもたいへんありがたい配慮になります。よろしくお願ひいたします。

② 平成26年度 町負担の教職員の配置(学校主事補佐員・学校司書補佐員・ICT教育活動支援員)の継続と特別支援教育補佐員の2名配置の継続

学校主事補佐員の配置により、学校環境の整備、給食の配膳回収の業務など教育活動の支援をしていただいております。

また、現在2名の特別支援教育補佐員の配置により、それぞれの子どもに対応した指導ができ、大変ありがとうございます。特に今年は家庭的にも子どもの状況からも配慮をする子どもが多く、その子ども達に丁寧に関わっていただくことができ、だんだん落ち着いた環境の中で子どもたちが過ごせるようになりました。障がいの方により対応の仕方は多岐に及びます。また、自立的な行動が取れるように細やかな支援が必要です。本年度、特に低中学年において配慮を要する子どもがかなり増えてきており、来年度も子ども達のためにもぜひ2名配置していただきたいと思います。

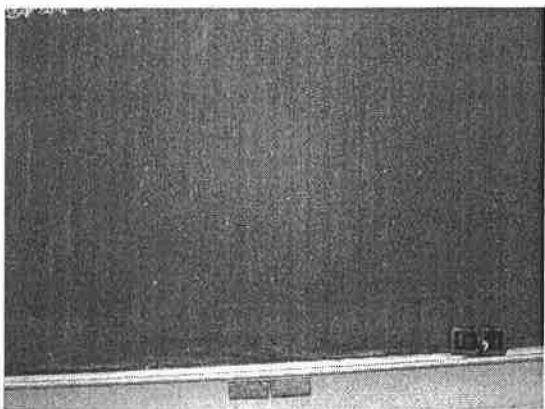
また、学校図書補佐員を配置していただき、子どもたちの読書の推進や学校支援センターとしての図書館としてとても役立ちました。常時人のいる図書館こそ、子ども達が読書を楽しむ大切な環境だと考えています。

また、ICT教育活動支援員を配置していただき、授業で使用する教材・教具等をパソコンで作成していただきたり、職員のパソコン操作等の相談にのっていただきたりして、情報機器を使った授業が多く実施され、子ども達にとって楽しく、分かりやすい授業が展開されつつあります。特に配慮を要する児童の中にはパソコン等の視覚的な映像等が理解しやすいこともあります。パソコン室での授業や休憩時間にも子ども達にかかわっていただくことで、パソコンに興味を持つ児童も増えています。

来年度も学校主事補佐員、学校司書補佐員、ICT教育活動支援員を継続して配置していただきますことと、特別支援教育補佐員も2名配置していただきますようお願いいたします。

③教室の前面黒板の取替え

教室の前面黒板が老朽化し、表面の何箇所か丸い形で剥がれている部分があつたり、傷がついて剥がれやすくなったりしており、大変書きづらくまた板書も見づらいです。磁力も弱くなり貼ったものがずり落ち掲示できないものもあるため、黒板の状態の悪いものから取替えが必要です。



④第1音楽室のオルガンの撤去と机・いすの購入

第1音楽室のオルガンは平成元年～3年に購入されたものであり、古くなり使えないものがほとんどです。現在は机代わりとして使用していますが、机としては高くそれに合わせたいすのため、座ると足が床につかない児童もいます。

併せて、オルガンの撤去の後は、普通教室用机・いすを設置し学習できるようにしてほしいです。



⑤児童用パソコンの増設と机・いすの購入

現在、コンピュータ室に児童用パソコンが34台設置されています。現4年生は2クラスとも特別支援学級の児童を含めると、児童数36名です。調べ学習等の際、児童が自分の課題について追求するには、1人に1台パソコンを使用できるようにしたいです。併せて、机といすの購入もお願いします。

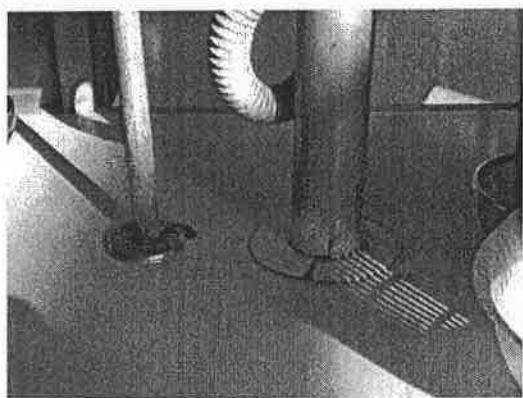
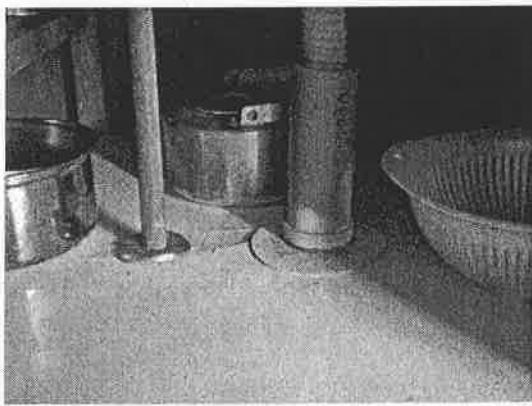
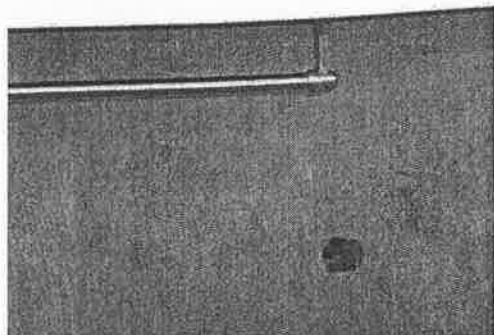
⑥トイレの中の水道付近の塗り替え

トイレの中の水道付近の水そうの色が剥げていたり、汚れがひどく磨いてもきれいにならないため、子どもにとって衛生的で気持ちのよいスペースにするためにも、塗り替えが必要です。



⑦家庭科室の調理台更新

家庭科室の調理台は、昭和50年の開校当初からのものであり、39年もたち古くて大変不衛生です。扉や引き出しの板が外れやすくなっているところもあり中の調理用具等を出し入れするのに危険です。また、内側は錆や割れ目などもあり大変不衛生です。調理台は5・6年の家庭科の学習だけでなく、他の学年も生活科・総合的な学習・学活等で使用しますし、親子会などでも多くの学年が親子で使用します。安全面、衛生面からも早急の改善が必要です。



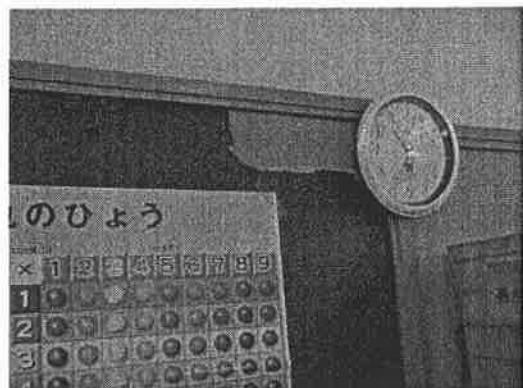
⑧教室の学習計画黒板、背面黒板の塗り替え

教室の前面黒板右側の学習計画記入黒板は、開校当初からのものであり39年もたち、古いうえに子ども達の使用している連絡帳の様式と合っていません。平成24年度は1～3年のみ設置したので平成26年度は4～6年も設置してほしいです。また、後ろの黒板

も同様に古く、一部に黒板塗装がはがれ、磁石が使えません。塗り替え、できればホワイトボードに替えていただきたいです。



(学習計画黒板)



(背面黒板)

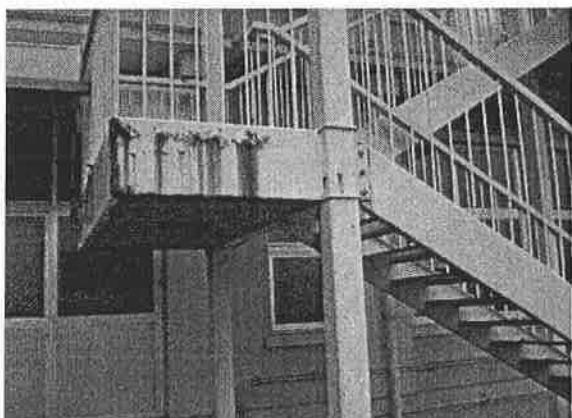
⑨第1・第2理科室にエアコン設置

理科室は廊下側が全面教具棚になっていて、通気性が悪いため大変暑く、授業に支障をきたしています。扇風機では、実験に支障があるので、エアコンを設置していただきたいです。また、理科室は理科の学習以外にも算数の少人数指導等で頻繁に使用しています。ぜひ、設置していただきたいです。



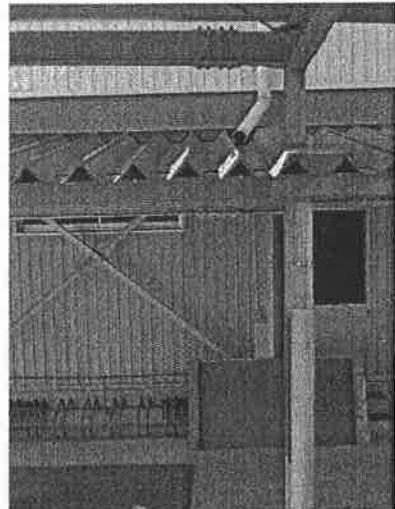
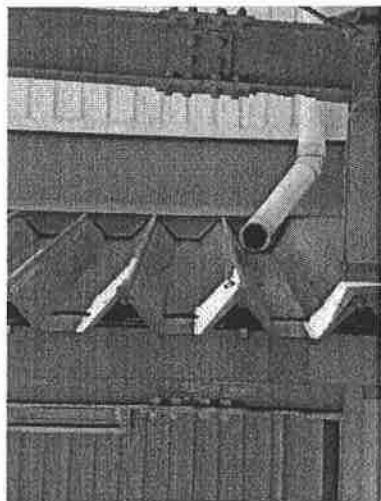
⑩非常階段のサビ落としと塗り替え

校舎東側の非常階段はペンキが剥げて、サビの浮いている部分があります。非常時に大切な階段であり、いざという時に使えないようでは子どもの安全のためにも困ることです。早急の対応をお願いします。



⑪体育館下屋根雨樋清掃と修繕

雨量の多い時および融雪時に、体育館の大屋根からの雨水が集水されますが、樋が詰まっているために排水されず、屋根から滝のように雨下が落ちてきます。軒樋の清掃及び修繕をお願いしたいです。また、体育館上部屋根に積雪があった場合、一気に中庭まで落し危険なため落下防止の対策を早急にお願いしたいです。



⑫正面玄関から大校門までのバス通路と校庭周辺の樹木の枝落とし

学校から大校門までのバス通路脇の樹木が大きくなり、枝が通路からはみ出していて、スクールバスの運行に支障をきたしています。また、校舎周辺の樹木はたいへん高くなっています、台風や積雪により折れたりして危険です。遊具にかかっている枝もあり、枝落としをしていただきたいです。



⑬体育館裏の高木の撤去

体育館の別所側に2本非常に高い木があります。シルバー人材センターの方では撤去に危険を伴う程の高木です。木もだいぶ古く、台風が来るたびに折れてしまうのではないかと心配します。折れ具合によっては、子ども達の危険も考えられます。早いうちの撤去をお願いします。



⑭校庭バックネットのサビ落としと固定

学校教育には、使用しないため撤去も可能ですが、もし、社会教育の際に必要であれば、さび落としと固定をお願いします。



⑮洋式トイレの増設

ほとんどの家庭が洋式のトイレになってきており、児童も和式のトイレを使用することが少ない状況にあります。その中で本校のトイレの状況は下の表のとおりです。

児童がよく使う教室棟は洋式トイレは全トイレの1/3の設置です。特に授業と授業の間の5分間でトイレをすませるには、子ども達が慣れている洋式トイレが少ないため、短い時間の中でかなり混み合います。また、足等をけがをしている児童には洋式トイレが必要なことを考えると洋式トイレを増やしてほしいです。

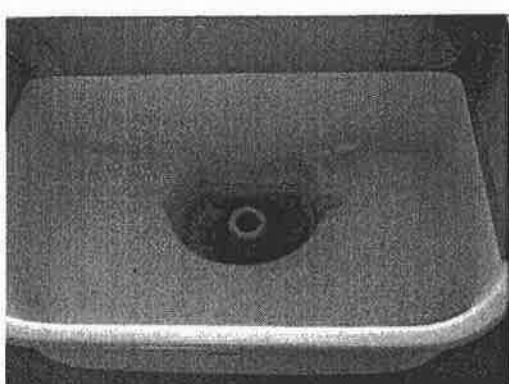
	教室棟						管理棟						体育館		計	
	1階		2階		3階		1階		2階		3階		男	女		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
和式	2	4	2	4	2	4	0	0	2	4	2	4	1	1	32	
洋式	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	21	
計	3	6	3	6	3	6	1	2	3	6	3	6	2	3	53	

⑯第2音楽室にエアコン設置

第2音楽室は音楽、総合的な学習、学活など、広いスペースがあつて学年全員が集まつて学習する場所として、また放課後の黒ぼく太鼓の練習の場所として頻繁に使用します。ところが、窓は中庭側にあり、廊下側は壁になつてゐるために風通しが悪く、しかも窓からは強い日差しが入り込み、夏場はかなり温度が高くなり、学習に支障をきたします。可動式の扇風機を使用してみましたが、効果はありませんでした。できれば、エアコンを設置してほしいと思います。

⑰第2理科室の水槽の修理

第2理科室の各テーブルについている実験用の水槽が水漏れして、実験用具を洗つたりする際、困っています。また、かなり古くなり汚れもひどく、水がたまると臭いも発生しています。よい環境で学習をするためにも水槽の修理をお願いします。



⑱給食用コンテナプールの整備

給食車が運んできたコンテナを置くコンテナプールは、夏場はかなり室温が上がり、運ばれてきたコンテナが給食時間まで置かれている間、コンテナ内のおかず等のことが心配です。また、衛生面を考えると水道もほしいです。よって、エアコンと水道（手洗い場）の設置をお願いします。

⑲放送室のカーペットはがしと床のはりかえ

放送室は窓がなく、重い戸で閉じられた空間でもあるため、風通しも悪く、床に敷かれているカーペットにほこり等もたまり不衛生です。また、古くなりかなり汚れており、かびやだにも発生しやすくなる状況にあります。音のことを考慮してのカーペットだとは思いますが、衛生面を考えるとカーペットをはがし、床にはりかえていただきたいです。

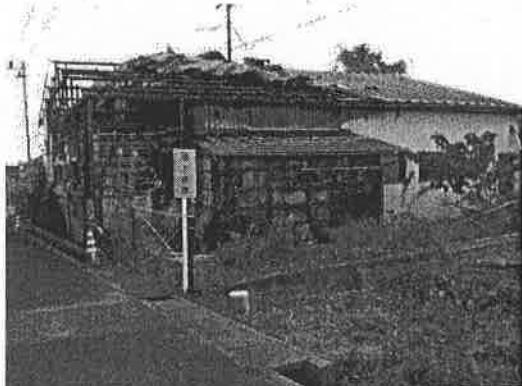


【通学路等の危険箇所の改善】

①由良2区の旧鳥取SK跡地の処分

一昨年5月に火災が発生し、建物が処分されず、そのままになっています。前の道は児童の通学路ではありませんが、児童はここを歩いたり、自転車に乗ったりして友だちの家に行きます。風雪等で建物の一部が道路の方に飛んできたりすると怪我のおそれもあります。

また、この建物の下には山陰本線も走っており、線路や列車の上に建物の一部が落ちることにより事故も心配されます。早急の対応をお願いします。



【通学路の除雪作業】

①通学路の速やかな除雪作業

冬になり大雪に見舞われた時には、児童の登下校に支障のないよう、速やかな除雪をお願いいたします。本校の約半数はスクールバスで通学しますが、半数は徒歩での通学です。どちらの児童にとっても安全面を考慮し、除雪により通学路の確保をお願いします。



北条町立北条中学校

平成 25 年 11 月 29 日

北条町教育委員会様

北条町立北条中学校 P T A

会長 石尾 篤



施設・設備の改善に関する要望書

貴台におかれましては、平素より北条中学校の教育振興につきまして、厳しい財政状況の折りにもかかわらず、施設・設備の充実にご尽力いただき、心から感謝申し上げます。併せまして、より一層教育環境の充実が図られる事をお願いしたいと存じます。

先日、本校 P T A 運営委員会にて協議しましたところ、下記の事項について改善していただきたく、ここに要望書を提出し、早期に実現できますよう本 P T A の総意をもちましてお願い申し上げます。

記

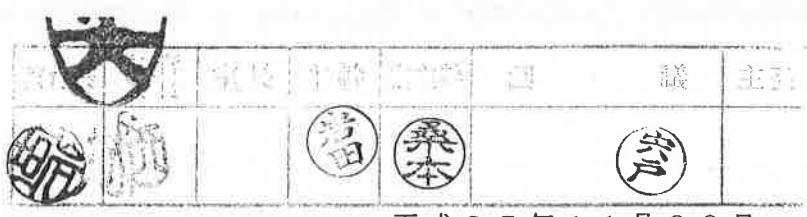
1 特別活動室エアコン設置

○ 2階特別活動室は、生徒の補習等の学習活動や集会、P T A 研修等で利用しておりますが、西日が差し込む位置にあり夏場は大変高温になります。エアコンのある視聴覚室はカーペット敷きで机や椅子が使えないため、生徒の補習には不向きです。そのため、夏季休業中の補習には主に冷房施設のある図書館を利用させていただいております。しかし、その結果、本来の図書館の利用目的である読書推進や調べ学習などの活動が制約されてしまう状況にあります。また、夏場の P T A 研修等を行う場合も、冷房設備のある 3 階視聴覚室を利用させていただいているが、前述のように研修内容によっては使いにくい状況があります。今後、夏季休業中の生徒の補習や夏場の P T A 研修等のさらなる充実を図るためにも、ぜひ特別活動室にエアコンを完備していただきますようお願いいたします。

2 特別教室への扇風機設置

○ 夏場の生徒の学習環境を整えるために、各教室に扇風機を設置していただき、暑い時期の授業等で大変役に立っております。しかし、現在は教室棟のみの設置であるため、理科室、美術室、音楽室など普段授業で使う特別教室では、生徒は暑いままで学習している状況です。夏場の学習に対する集中力の向上を図るためにもぜひ、特別教室にも扇風機を設置していただきますようお願いいたします。





北栄町教育委員会 様

北栄町立大栄中学校 P T A

会長 池本 雅実



施設・設備の改善に関する要望書

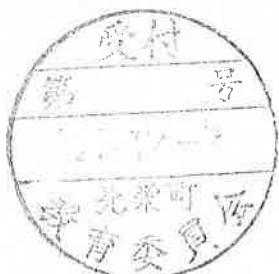
向寒の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より大栄中学校の教育振興につきまして格別なご高配を賜り心から感謝申し上げます。

さて、昨年度要望いたしました教室棟のホワイトボードの設置、駐車場ラインの塗装につきまして早速改善をしていただき、深く感謝申し上げます。今後ともより一層、本校教育環境の充実が図られますよう、よろしくお願ひ致します。

つきましては、PTAによる施設点検を実施したところ、下記の事項につきまして改修・改善をしていただきたく、ここに要望書を提出し早期に実現できますよう本PTAの総意を持ちましてお願ひ申し上げます。

記

- 1 玄関敷地内に街灯を設置してほしい。
 - ・生徒の下校時やPTAなど夜の会の時に暗くて、危険である。
- 2 外倉庫の屋根等の補修をしてほしい。
 - ・生徒数の増加(1学級増)に伴い、駐輪場を外倉庫内に設置すると聞いているが、屋根等破損しているので修理をしてほしい。
- 3 25mプールの設置及びプール更衣室・機械室等の改修をしてほしい。
- 4 部室棟の改築をしてほしい。
 - ・ドア、窓枠などたびたび修理をしている。
- 5 各階の手洗い場が古くて汚いので、改修してほしい。





北	中	学	校	議
平成25年11月29日				

北栄町教育委員会 様

東伯郡北栄町由良宿 340

北栄町立大栄中学校 PTA

会長 池本 雅実

東伯郡北栄町土下 100-1

北栄町立北条中学校 PTA

会長 石尾 篤



教育環境・施設・設備の充実に関する陳情書

向寒の候、貴台におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より大栄中学並びに北条中学校の教育振興につきまして、格別なご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

本年度においても、厳しい財政状況の中、補佐員・支援員の配置等を継続していただきありがとうございます。子ども達に、きめ細やかな指導ができ、大変喜んでいます。

さて、昨今の国および各地方自治体の財政は、年毎に厳しさを増しており、並々ならぬご苦労があるかと存じます。しかしながら、社会の急速な変化の中で、家庭・地域・学校が連携しながら教育を進めていく必要性がさらに高まっています。21世紀を心豊かにたくましく生きていく子ども達を育成していくためには、ソフト・ハードの両面で常に時代の要請に即した学校教育環境の整備充実が必要であると考えています。

つきましては、次の事項について、特段のご配慮を賜りますように、両 PTA の総意をもちまして切にお願い申し上げます。

記

1 33人学級の継続・拡大をお願いします。

学習規律や学習内容・基本的生活習慣の定着、いじめの未然防止など個々に配慮したきめ細やかな指導や、担任と保護者との連携を密接にし、教育効果を高めるために、今後も全学年において33人学級措置を受けることができれば、子ども達に寄り添ったきめ細やかな指導ができます。

厳しい経済状況下ではありますが、是非33人学級の実現をお願いします。

2 学校司書、学校主事、教員補佐員（特別支援教育補佐員）ICT教育活動支援員の継続をお願いします。

現在、学校における図書館教育の充実が呼ばれています。読書をするだけでなく、学習に生かす図書館教育のより一層の充実が必要であると考えています。司書がいる図書館であってこそ教育効果が大きいと感じています。是非、配置の継続をお願いします。

学校主事の仕事は、多岐にわたっています。教員が子どもたちの指導に集中することができるの、学校主事の方がおられてこそです。是非、配置の継続をお願いします。

今年度も個々の目標にあった教育を進めるために教員補佐員（特別支援教育補佐員）を配置していただいている、効果をあげています。今後も、特別支援教育充実のために是非、配置の継続をお願いします。

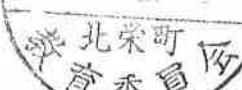
今年度もICT教育活動支援員の配置していただいており、各校のコンピュータを利用した学習活動はもとより、校務へのコンピュータ活用の推進・各校のホームページの充実など効果をあげています。今後もICT教育充実のため是非、配置の継続をお願いします。

上記4名の配置を継続していただきますようよろしくお願いします。

3 通学路の安全確保をお願いします。

先般も学校・町教育委員会・町行政等が連携した緊急点検を実施していただいておりますが、大栄中学校PTA、北条中学校PTAでは、生徒の安全確保のために通学路の点検をしています。歩道等が不備で、危険な箇所がありますので改善していただきますようお願いいたします。（別紙資料参照）

以上 2512-2



大栄中学校 通学路における危険箇所の点検・報告

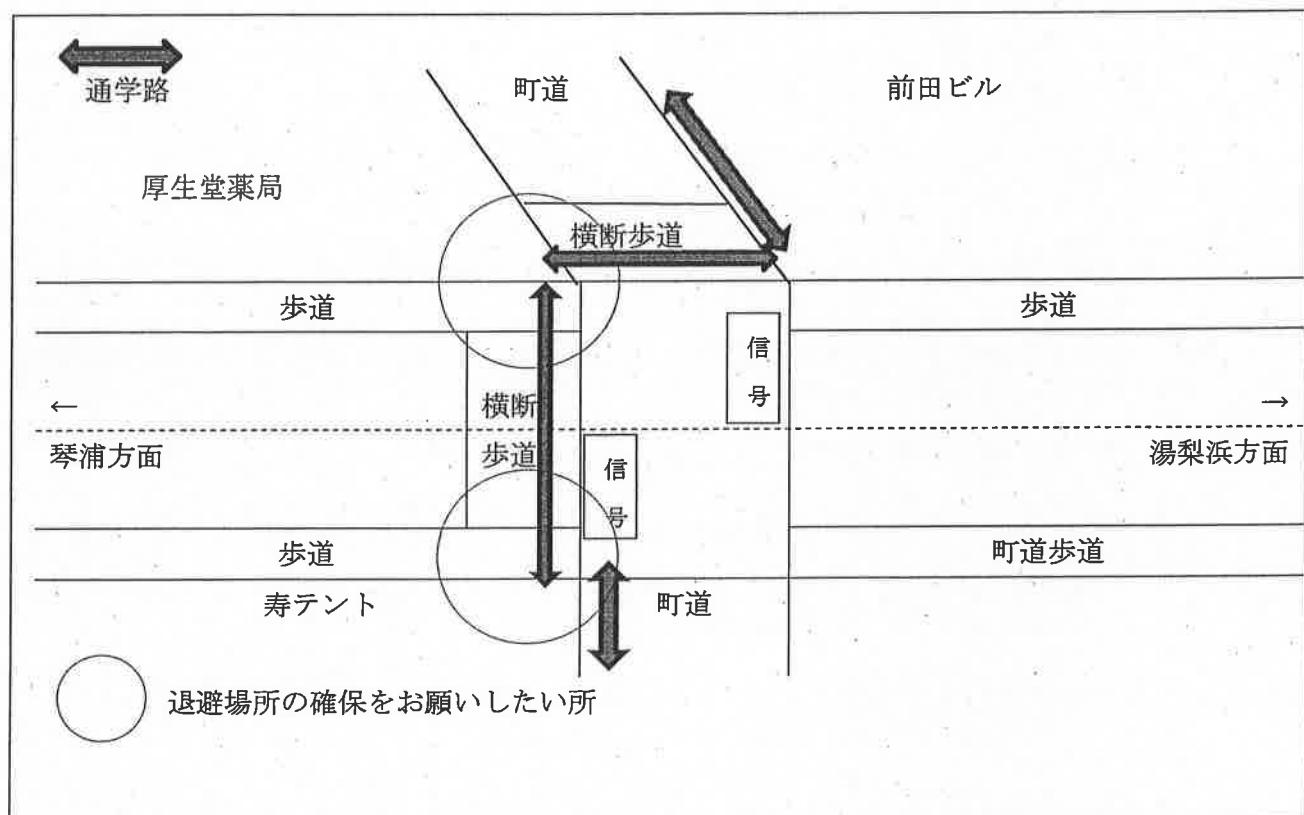
地区	危険箇所(場所)	状況・要望など
岩坪	園芸試験場周辺	<ul style="list-style-type: none"> 植木があり、視界が悪い。 スピードの出た状態で渡ると車とぶつかる可能性がある。 大型トラックの出入りも多い。
西高尾	下種（倉吉 今在家からの道との交差点）	<ul style="list-style-type: none"> 一時停止しない車があり、危ない。
	下種～西高尾	<ul style="list-style-type: none"> 夜道が暗い・街灯が少ない。
	東高尾入口付近の交差点	<ul style="list-style-type: none"> 倉吉一琴浦線を通る車が一時停止をしないことがあり、危ない。
由良6区	旧合銀近くの横断歩道	<ul style="list-style-type: none"> 出会い頭に自転車と接触しそうになり、ヒヤッとすることがある。
	合銀前交差点	<ul style="list-style-type: none"> 交通量が多く、なかなか横断できない。横断歩道以外の所を走る自転車もある。
原	六尾村内	<ul style="list-style-type: none"> 道路幅が狭く、曲がり角も多い。カーブミラーはたくさんあるが、サイズが小さく見えにくいようである。 通学路を、六尾北から中央育英野球場の横を通ってもいいのでは、と思うことがある。
大島	千目～六尾間のアップダウンのある道路	<ul style="list-style-type: none"> 昼間でも見通しの悪い箇所があり、さらに夜道は暗い。 千目ゴミ収集所あたりに街灯の設置を希望すると同時に、ミラーの角度の確認をお願いしたい。
	六尾部落手前下り坂を下った十字路	<ul style="list-style-type: none"> 車両確認が難しく、また一時停止しない車両もあり危険。 生徒の安全確認を徹底すると同時に、一時停止を促す標識、または道路上のマーク設置を希望する。
	千目側西穂波入口カーブ	<ul style="list-style-type: none"> 家屋により視界が遮られ、歩行者や車が見えない。 設置してあるカーブミラーの角度点検、対面式ミラーの設置などの検討をお願いしたい。
東園	西園(下校時)	<ul style="list-style-type: none"> 日が暮れて暗くなると前が見えづらい。街灯を増やしてほしい。
	陸橋	<ul style="list-style-type: none"> 上り、下りともに滑りやすくなっていて、自転車がなかなか進まない。
	陸橋近くの十字路	<ul style="list-style-type: none"> 車の通行を確認する為に、一時停止するが、頭を前に出さないと確認しにくい。
瀬戸	瀬戸～六尾	<ul style="list-style-type: none"> 田んぼ道を通学路にしているので、夜には街灯がないため暗い。
	由良川沿いの瀬戸～六尾～六尾北	<ul style="list-style-type: none"> 通学路を、由良川沿いの歩道に変えてほしい。
下種 上種	亀谷	<ul style="list-style-type: none"> 消防車庫、コーンについて 亀谷の消防車庫前に鉄板がしいてあり、自転車通の中学生が雨の日にすべてけがをする。 町の対策としてコーンを置くようにしてあるが、年間を通しては置いていない。きちんと徹底してほしい。

東亀谷	県営住宅近くの三叉路	<ul style="list-style-type: none"> 右から来る車が見えないので、一時停止のラインをひいて欲しい。 西穂波を抜ける道も通学路にして欲しい。 <p>状況・石の壁を車が見にくく。 希望・一時停止ラインを引いてほしい。 希望・西穂波を又ケル道も 通学路にしてほしい。</p>
由良1区	通学路全般	<ul style="list-style-type: none"> 旧道のため、道幅が狭い。通勤の時間と重なり、交通量も少なくない。
由良2区	陸橋を下りて道に出る所	<ul style="list-style-type: none"> 草の背が高く、自転車が見えないことがある。刈るのは誰(どこ)なのか。
由良3区	由良宿町道	<ul style="list-style-type: none"> 道幅が狭いため、交通量の多い時間帯は自転車と接触しそうになる事がある。 由良保育所に送迎車も多く、自転車も気をつけて通行しないと危ない。
由良4区	由良2区 合銀の所の交差点	<ul style="list-style-type: none"> 通学時間(特に朝)、交通量が多く、横断が難しく、危ない。
由良7区 別所 二子塚	通学路の遮蔽物	<ul style="list-style-type: none"> 草が高くなっている所があり、車が見づらい。 <p>草が高くなっている所があり、車が見づらい。</p>
大谷	梅津酒造さん東のカーブ	<ul style="list-style-type: none"> カーブが急なので、前方からくる車が見えにくい。 (スピードを出している車が多く危険) カーブ手前のT字路は、小学校スクールバスルートでもあり、注意が必要。(ガードレールがない) 通学時、生徒には並列走行をしないように、保護者を通じて指導している。 <p>カーブが急なので、前方からくる車が見えにくい。 (スピードを出している車が多く危険) カーブ手前のT字路は、小学校スクールバスルートでもあり、注意が必要。(ガードレールがない) 通学時、生徒には並列走行をしないように、保護者を通じて指導している。</p>

北条中学校通学路危険箇所について

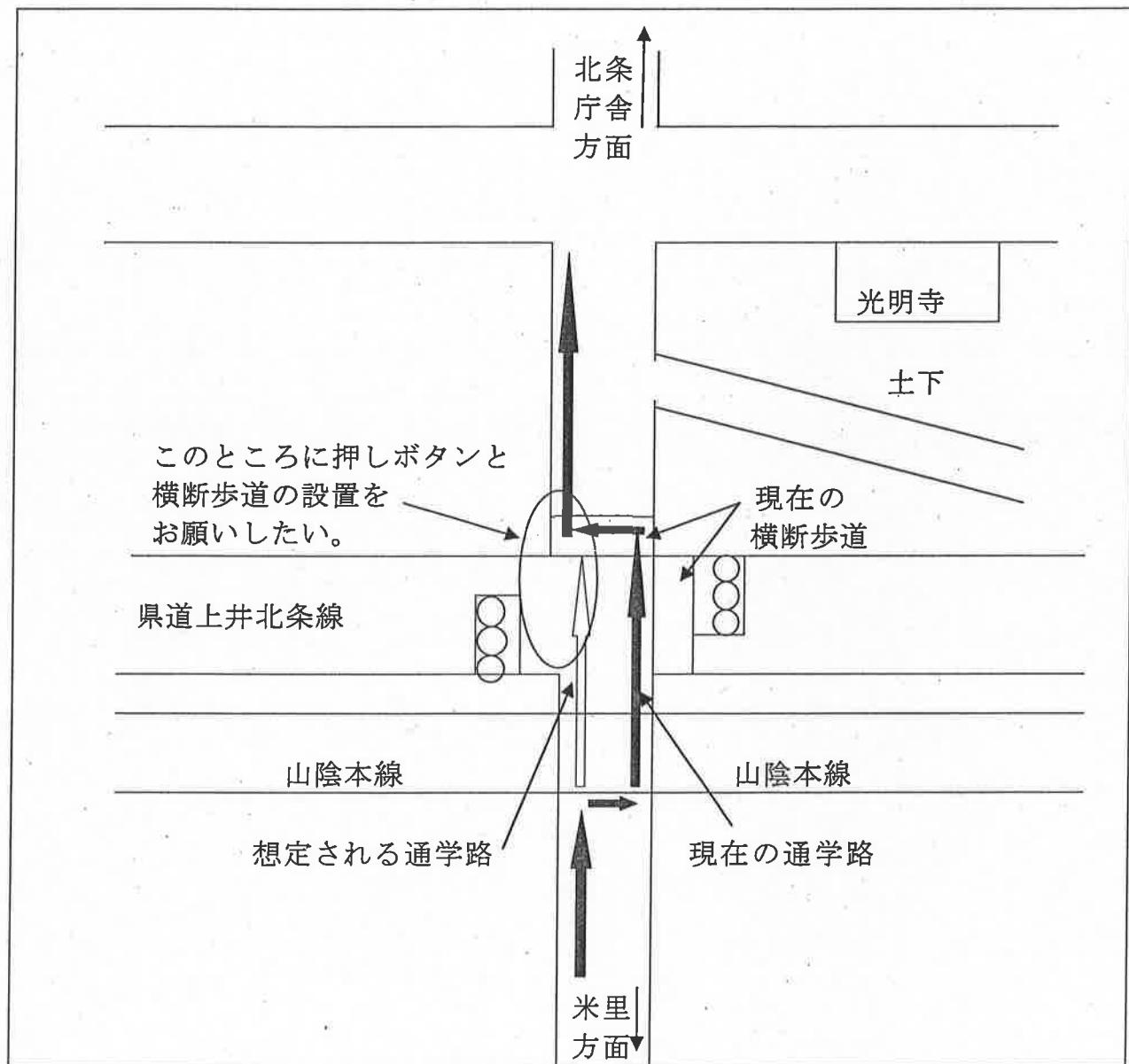
○国坂県道の歩道の改良（歩行者退避場所の確保）

現場は西・東新田場、江北、江北浜、国坂、国坂浜、国坂中、国坂東自治会生徒の通学路となっており、通学方法は自転車である。現在、県道を横断する際の信号待ちには人数が多く退避場所がないため、道路にはみ出すことがあり非常に危険である。また、近隣の私有地にも入り込むことがあり迷惑をかけている。特に、登下校時は車の通行量も多い時間と重なり、スピードを上げて走る車も多いため、児童生徒の安全が確保できる退避場所を確保するよう道路改良をお願いしたい。



北条中学校通学路危険箇所について「土下踏切」

米里方面の生徒が自転車登校する場合、自転車は左側通行であるため踏切の前で左側から右側に横断し、県道上井北条線の東側に設置してある押しボタン式信号機を押し横断歩道を渡り再度、横断歩道を東から西に横断し左側通行で登校しなければならない。そのため、西側にも押しボタン及び横断歩道の設置をお願いしたい。





主査	議	同	監査
岩田			○

平成25年11月11日

要　望　書

北栄町長　松本 昭夫 様
北栄町教育委員会
教育長　岩垣 博士 様

北栄町民生児童委員協議会
会長 山崎 嶽



町内通学路等の危険箇所に関する改善の要望について

民生児童委員協議会では通学路を中心に町内の危険箇所点検を行い、別紙のとおりまとめました。

児童と生徒の安全が確保されるよう改善を要望します。



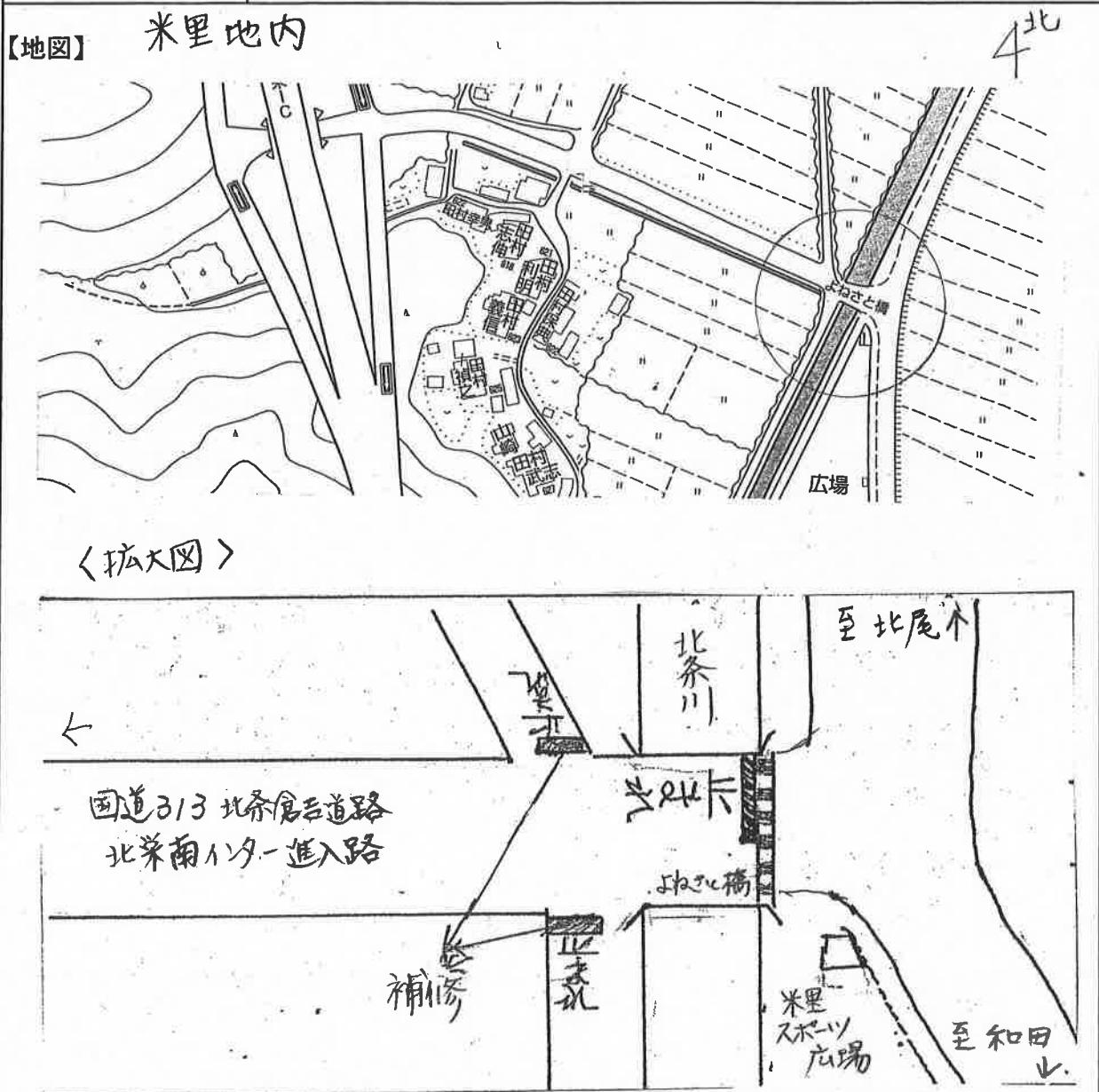
北栄町内危険箇所改善要望一覧(平成25年度)

	場所	要望
①	国道313号線と北条倉吉道路北栄南インター進入路付近(米里地内)	2箇所に一時停止線の補修、「止まれ」表示の設置、横断歩道の新設
②	米里多目的集会所付近の四又路	一時停止線の補修、「止まれ」表示の設置
③	みどり南公民館より南側通学路へ通じるT字路	一時停止線の設置
④	小学校校庭東口付近から中学校までの通学路の路肩	除草の実施
⑤	国坂東(伊賀団地)南側農道と寿テントから南への通学路との交差点	一時停止線の設置
⑥	学校給食センター西側通学路	時間帯規制で車両進入禁止等
⑦	北条小学校プール西南角付近	柵、垣根の取り付け
⑧	由良宿高江神社前県道(上大立大栄線)	横断歩道の新設
⑨	岩坪より下種及び亀谷へ通じる交差点	「事故多し」等の看板設置
⑩	六尾地区手前下り坂を下がった十字路	一時停止の標識か一時停止線の設置

危険箇所番号 ①

米里地区担当 田村 武志

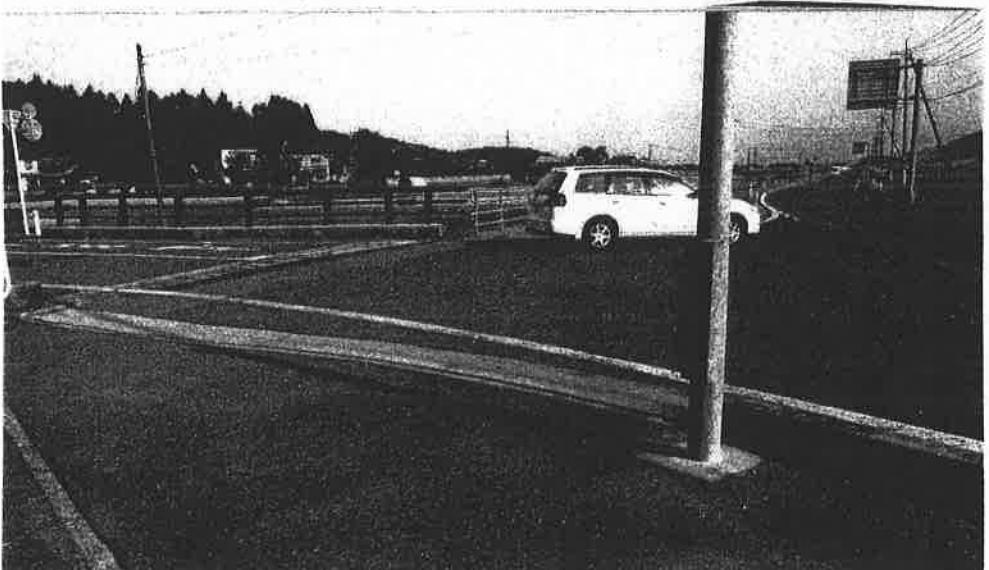
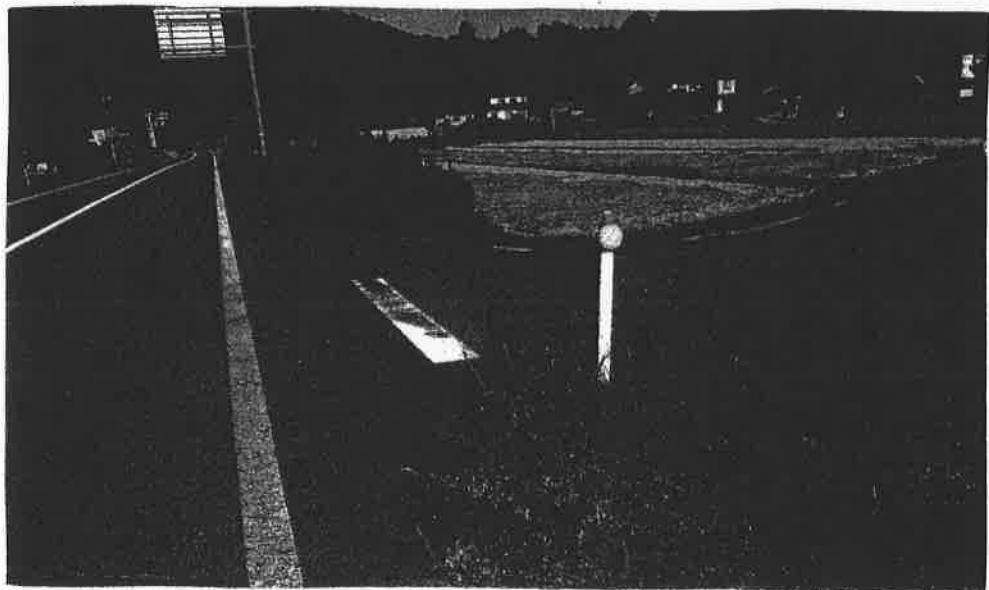
場 所	国道313号線と北条倉吉道路北栄南インター進入路付近[米里地内]
危険の状況	国道313号線と北条倉吉道路北栄南インターインジの出入口は、道路上に「止まれ」の表示と一時停止線はあるが、一時停止する車両は少ないため、高齢者、子どもにとって危険である。また、表示が消えかかっている。
改善方法	道路上の「止まれ」の表示の前に横断歩道を設置。併せて2箇所に一時停止線の補修と「止まれ」の表示設置。



危険箇所番号 ①

場 所 国道313号線と北条倉吉道路北栄南インター進入路付近[米里地内)

【写真】



危険箇所番号 ②

米里地区担当 田村 武志

場 所	米里多目的集会所付近の四又路
危険の状況	一時停止線はあるが、線が消えかかっている。併せて「止まれ」の表示を設置。
改善方法	一時停止線の補修、停止線場所の変更。「止まれ」の表示の設置。

【地図】 米里地内

〈拡大図〉

危険箇所番号 ②

場 所	米里多目的集会所付近の四又路
-----	----------------

【写真】 米里地内

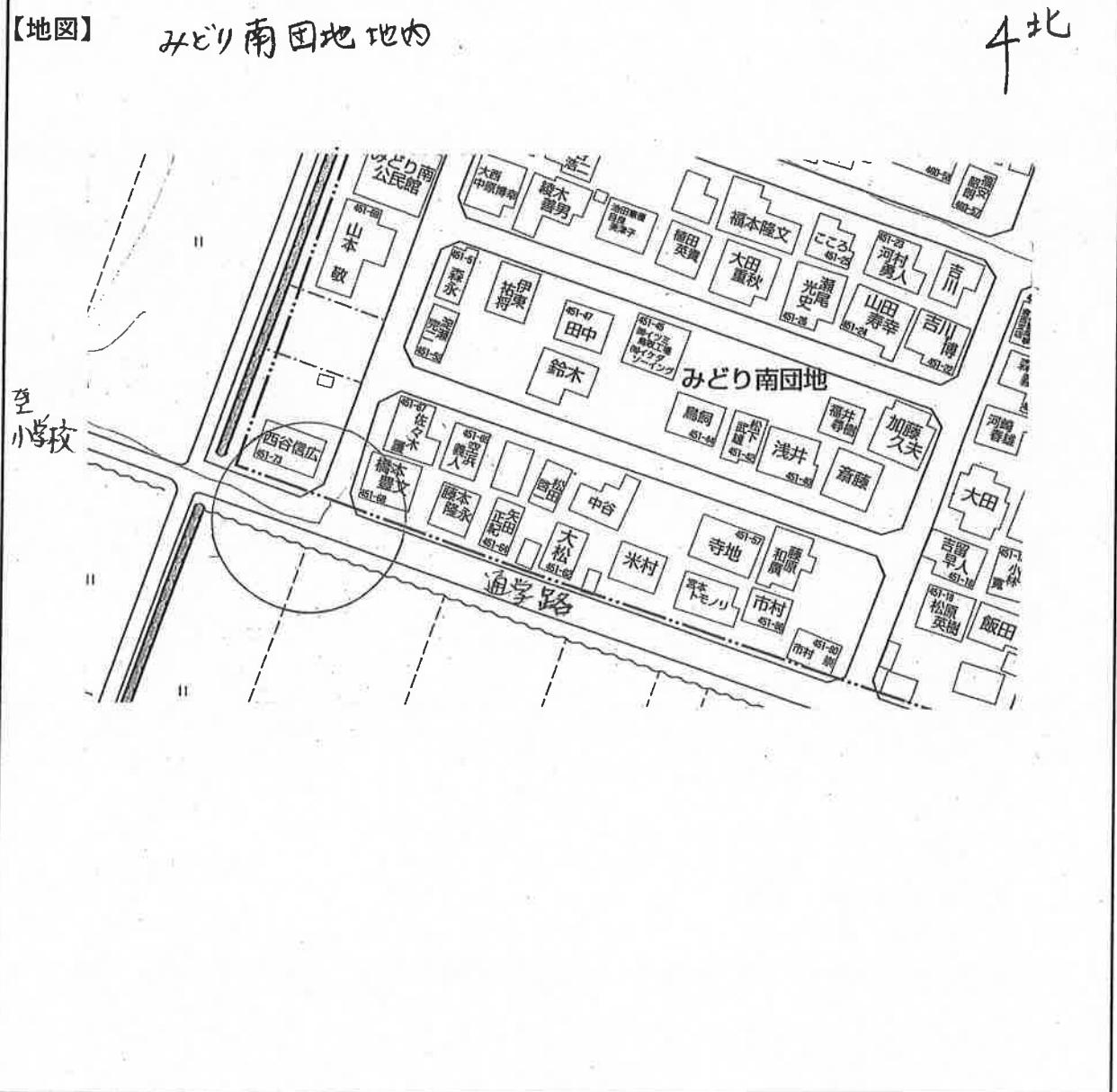


危険箇所番号 ③

みどり一区地区担当 大上清子

場 所	みどり南公民館より南側通学路へ通じるT字路
危険の状況	みどり南公民館方面から南側通学路へ通じるT字路付近で一時停止されず、車が通学路へ進入するので大変危険である。また、付近で路上駐車が多く危険である。
改善方法	一時停止線の設置。

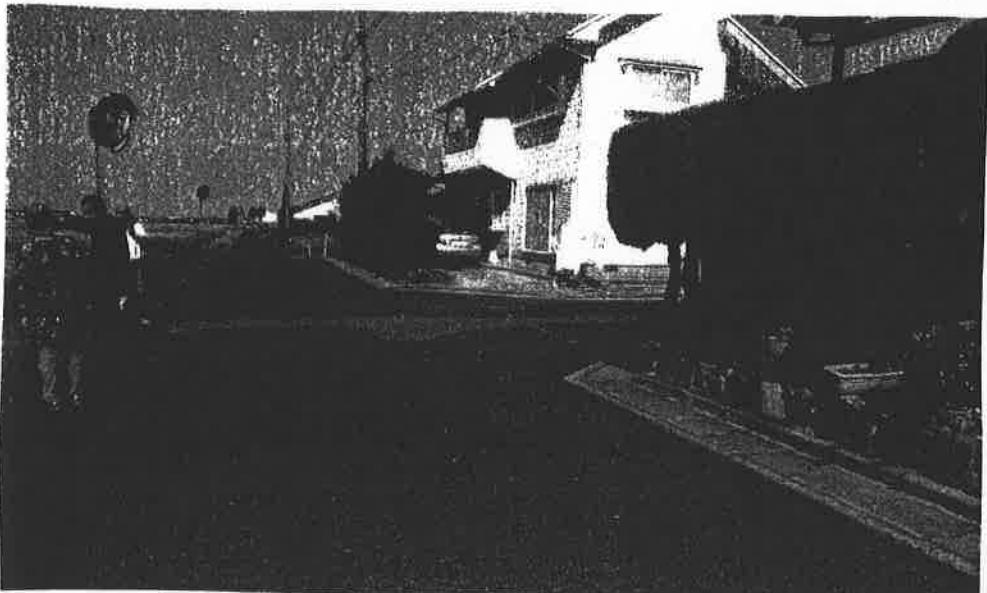
【地図】 みどり南団地地内



危険箇所番号 ③

場 所 みどり南公民館より南側通学路へ通じるT字路

【写真】 みどり南団地 地内



小学校・中学校の通学路



みどり南公民館方面から
通学路

危険箇所番号 ④

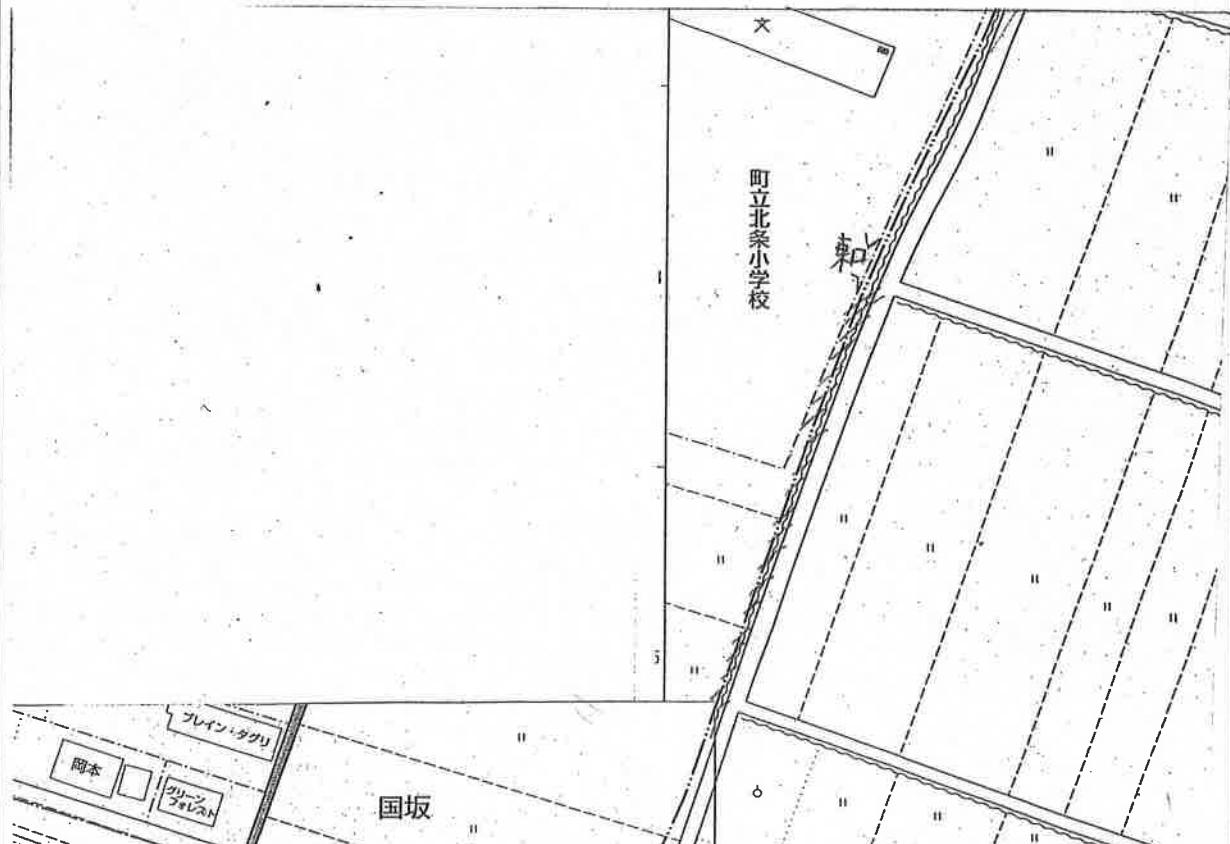
みどり一区地区担当 大上清子

場 所	小学校校庭東口付近から中学校までの通学路の路肩
危険の状況	小学校校庭東口付近から中学校までの通学路の向かって右側の路肩の草が茂り、自転車での通学時、車を避けるときに側溝が分かりにくいため、危険である。
改善方法	定期的な除草の実施。

【地図】

北条小学校 校庭東側

北
東



危険箇所番号 ④

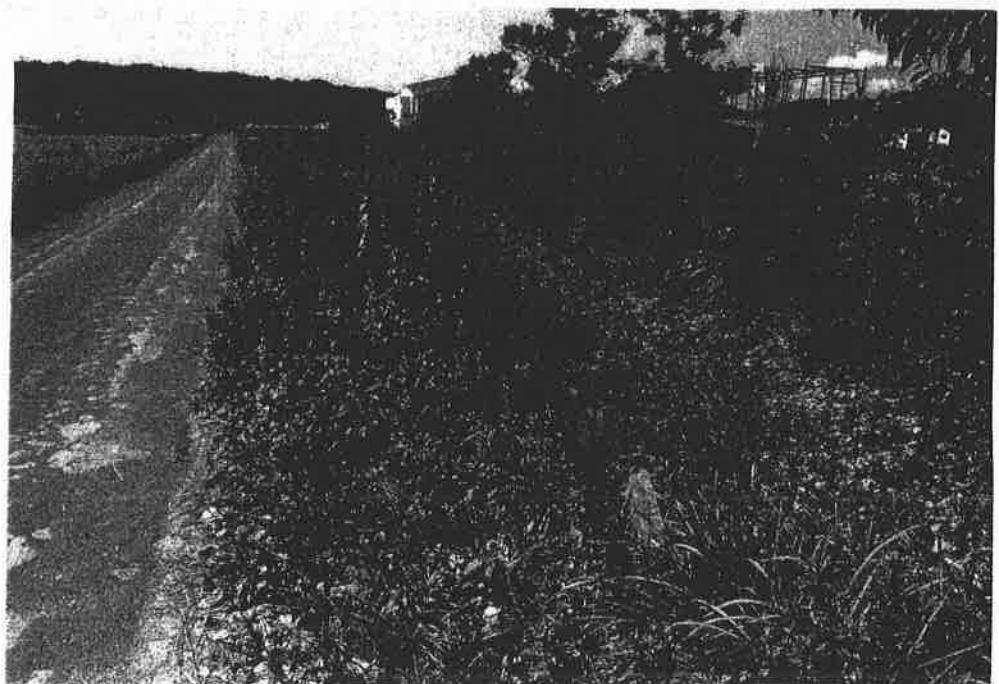
場 所	小学校校庭東口付近から中学校までの通学路の路肩
-----	-------------------------

【写真】 北条小学校 校庭東口付近



中学校方面へ
小学校東口付近

の通学路



小学校東口付近から
中学校へ

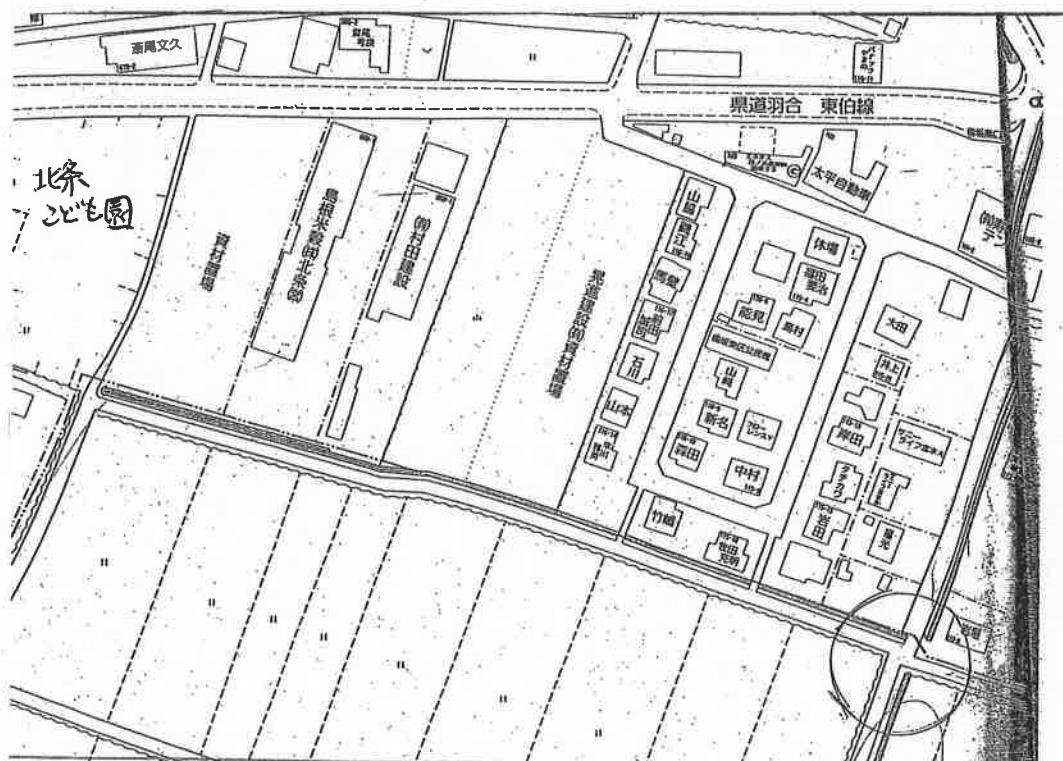
危険箇所番号 ⑤

国坂東・中団地地区担当 寺方弘美

場 所	国坂東(伊賀団地)南側農道と寿テントから南への通学路との交差点
危険の状況	小・中学校の登校及び下校時に北条こども園方面から車が一時停止せず、通学路に突っ切って走行してくるので危険である。
改善方法	一時停止線の設置

【地図】 国坂東地内

北



危険箇所番号 ⑤

場 所 国坂東(伊賀団地)南側農道と寿テントから南への通学路との交差点

【写真】・国坂東地内



危険箇所番号 ⑥

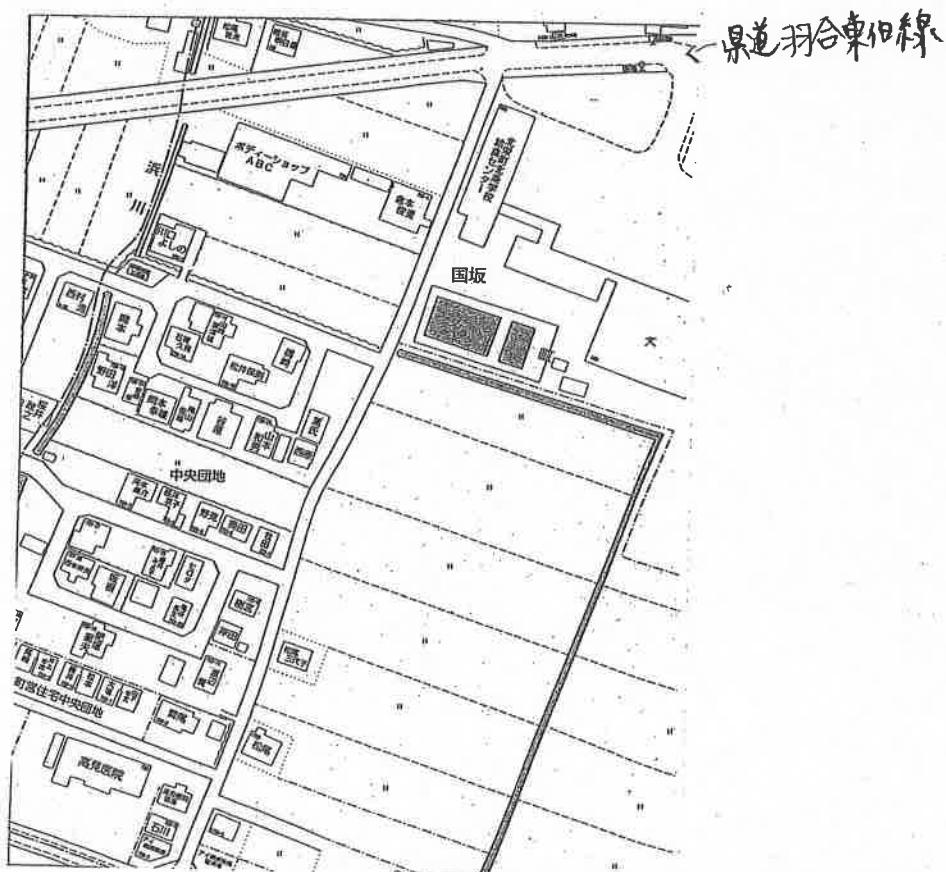
土下・中央団地地区担当 岡本日出美

場 所	北条小学校学校給食センター西側通学路
危険の状況	通学時、車の通行が頻繁にあり道路も狭いため、危険である。
改善方法	時間規制で車両進入禁止。

【地図】

中央団地 地内

4 北



危険箇所番号 ⑥

場 所 北条小学校学校給食センター西側通学路

【写真】 学校給食センター西側付近



危険箇所番号 ⑦

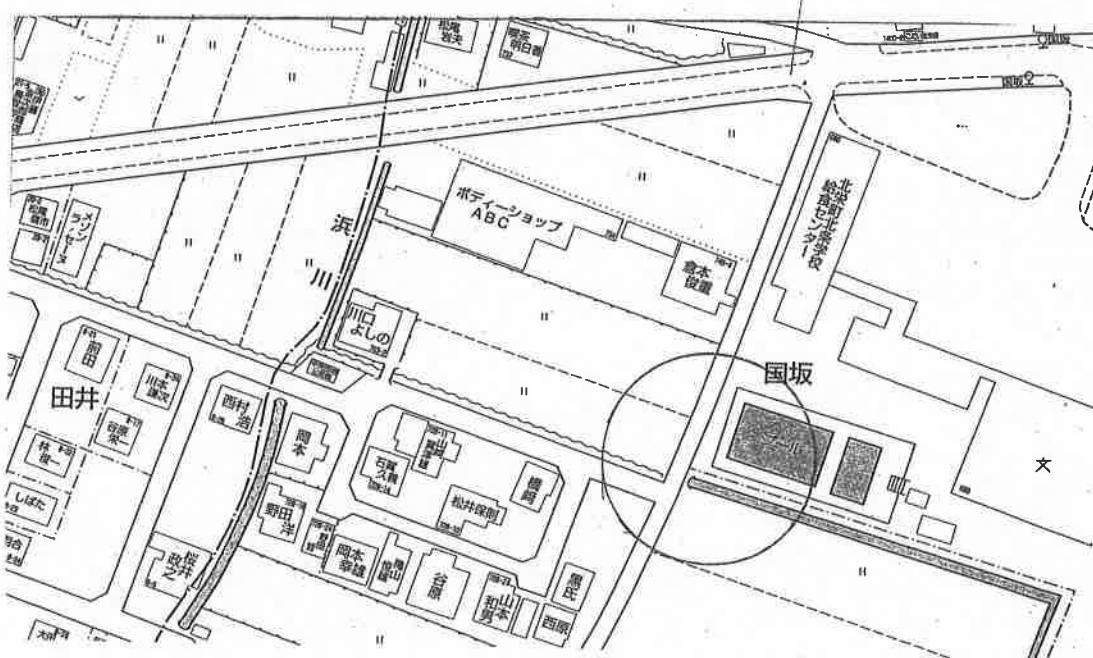
土下・中央団地地区担当 岡本日出美

場 所	北条小学校プール西南角付近
危険の状況	北条小プール西南角に進入禁止のためのロープが張ってあるが、何年もそのままの状態であり、簡単に道路に飛び出る場合があるので危険である。
改善方法	柵もしくは垣根などを取り付ける。

【地図】 中央団地 地内 北条小プール付近

4 北

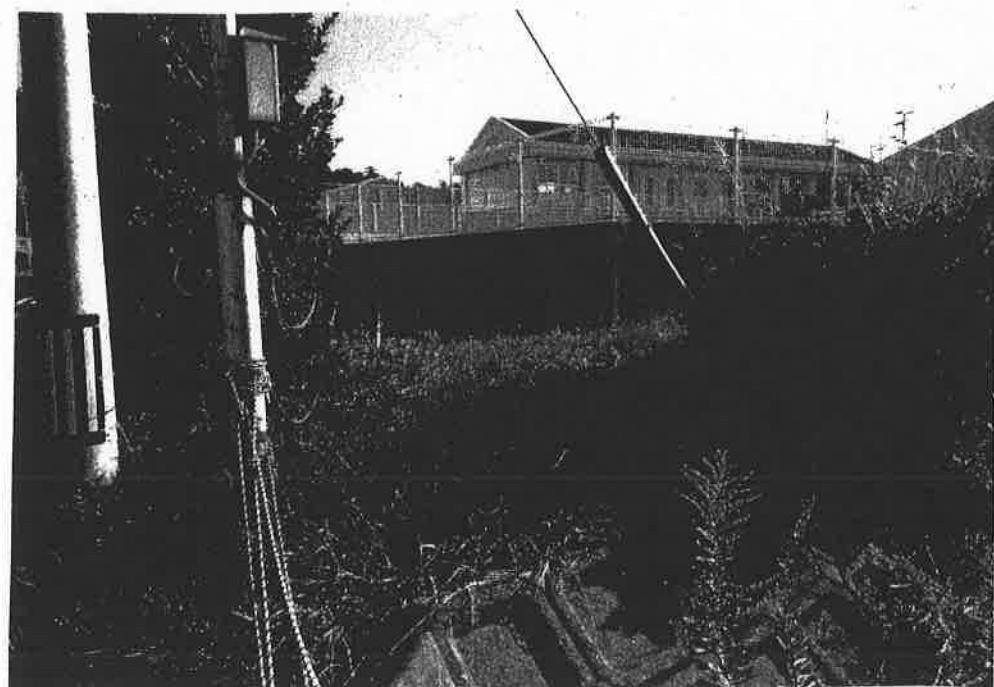
県道羽合東側線



危険箇所番号 ⑦

場 所 北条小学校プール西南角付近

【写真】 中央団地地内 北条小プール付近



危険箇所番号 ⑧

由良宿2・7区・緑ヶ丘地区担当 田中賢治

場 所	由良宿高江神社前県道(上大立大栄線)
危険の状況	県道の神社側に児童の住宅があり、指定の登校集合場所に行くのには、県道を横断することになる。直近の横断歩道まで行き県道を横断すると、遠回りになるため、時折神社前の県道を横断して、他の安全な道を通らずに、近回りしているのが現状であります。また、参道から神社へ行くための横断歩道が近くにないため、県道を横断する参拝者(高齢者など)の安全を確保する必要があります。
改善方法	横断歩道の新設

【地図】 由良宿 高江神社付近



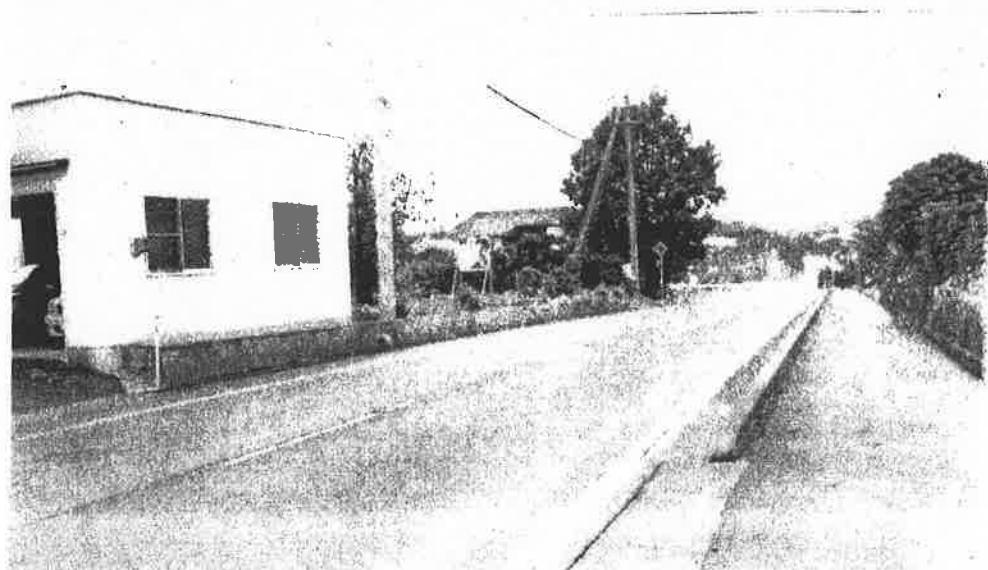
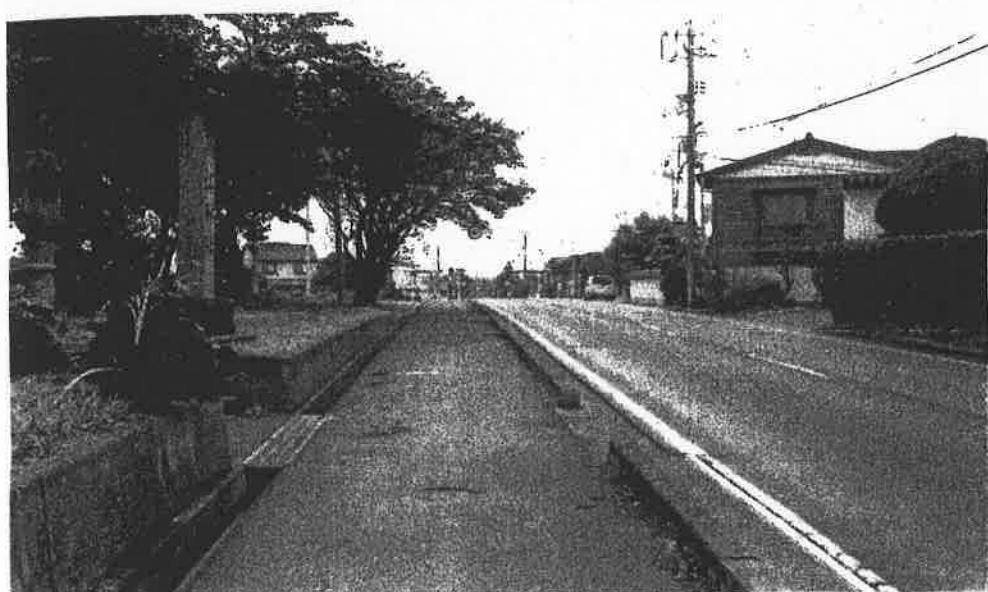
危険箇所番号 ⑧

場 所 由良宿高江神社前県道(上大立大栄線)

【写真】

由良宿

高江神社付近



危険箇所番号 ⑨

岩坪・高千穂地区担当 前田由美子

場 所	岩坪より下種及び亀谷へ通じる交差点
危険の状況	岩坪より急坂を下ってすぐの交差点には、カーブミラーが設置されているが、夕方になると西日が当たり太陽光線が反射して、何も見えなくなり交差点内での事故が多発している。
改善方法	岩坪方面からの手前に「事故多し」等の看板を立て注意を促す。

【地図】

岩坪地内

北
4

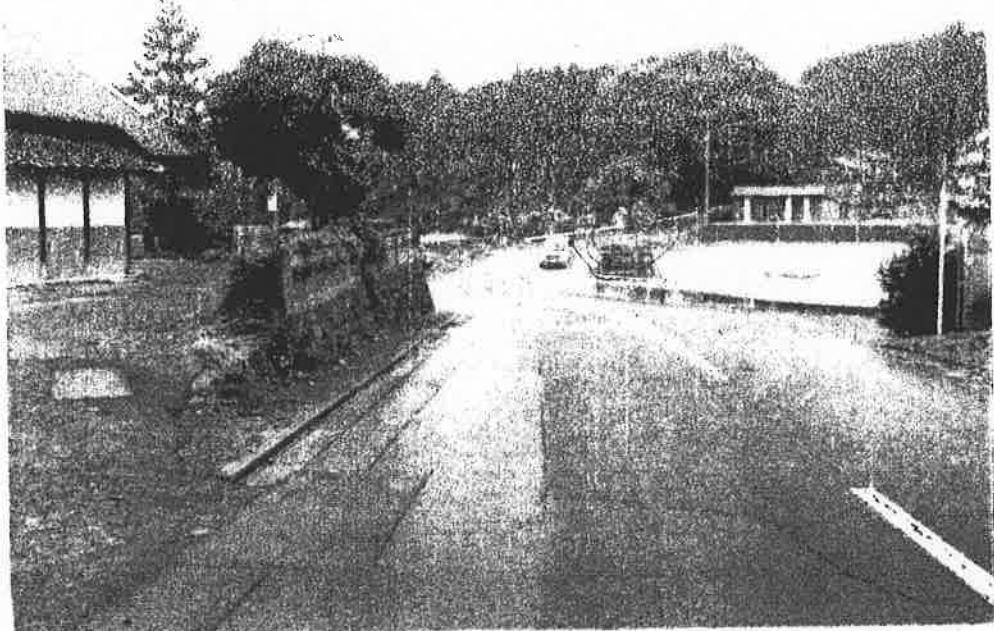
至 岩坪



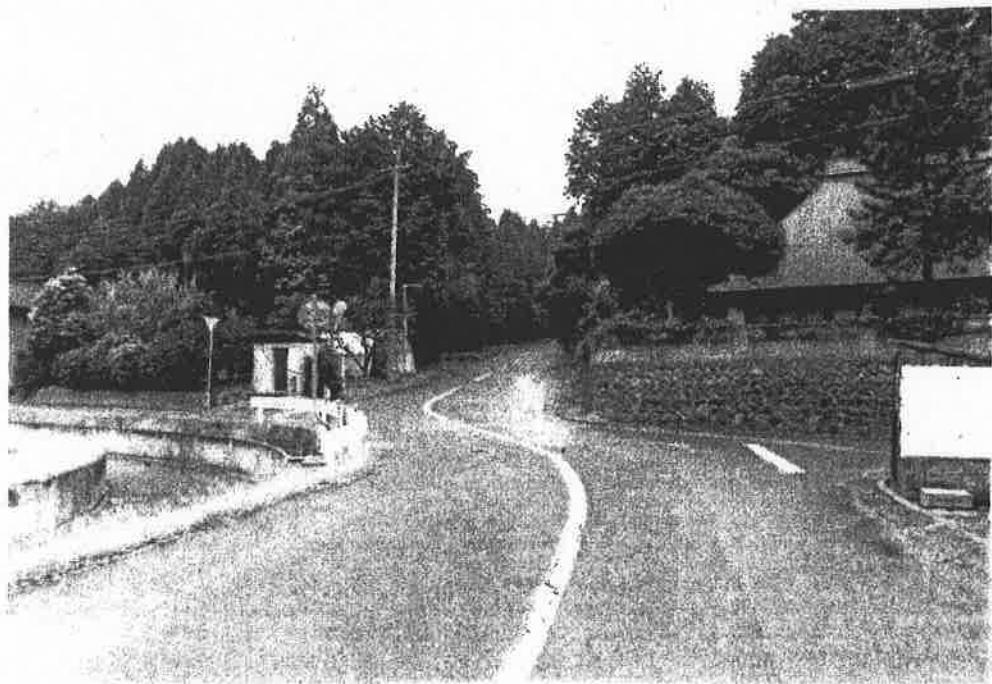
危険箇所番号 ⑨

場 所 岩坪より下種及び亀谷へ通じる交差点

【写真】 岩坪地内



岩坪側
下り坂
より



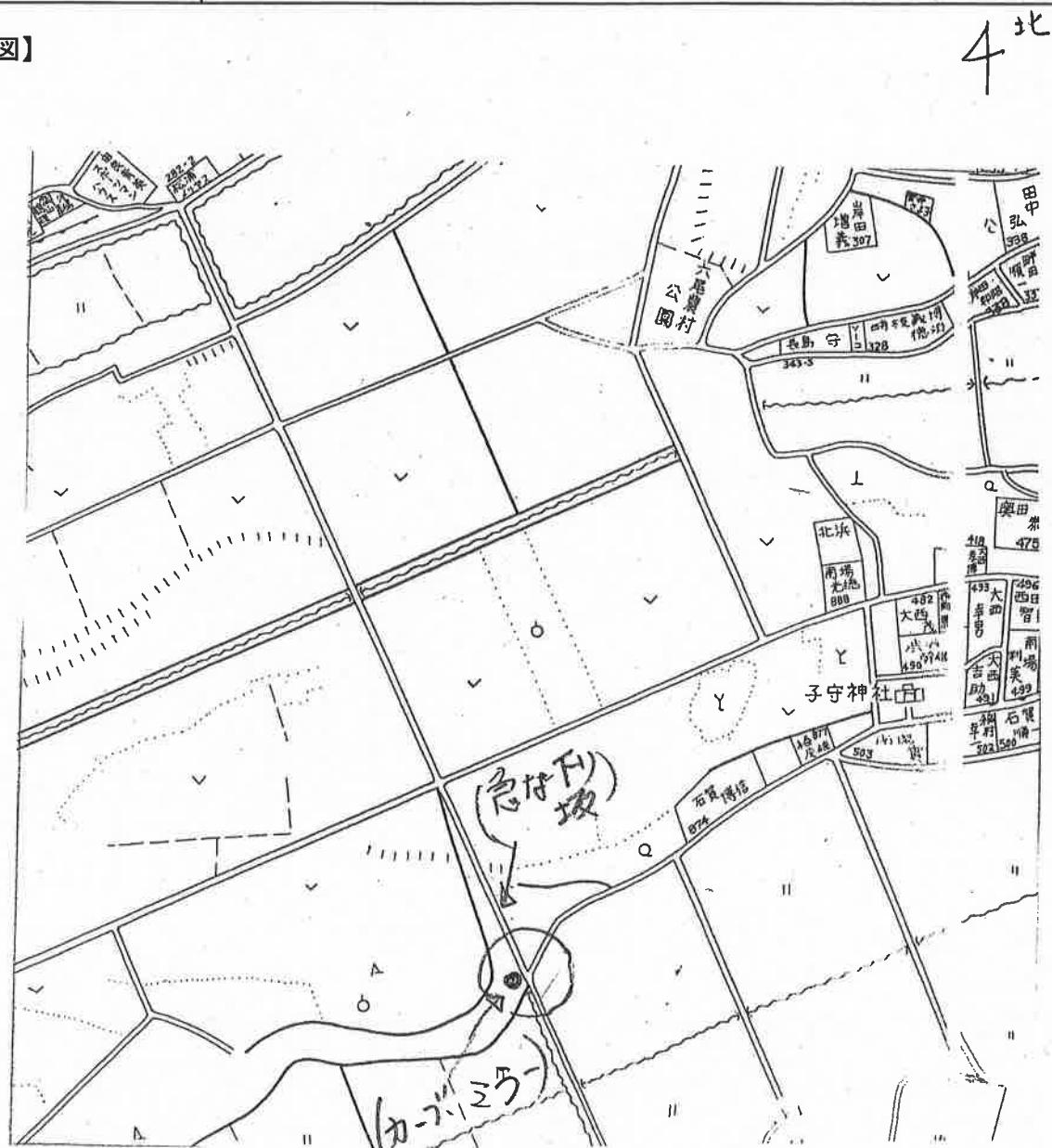
下種側
より

危険箇所番号 ⑩

大島・西穂波地区担当 飯田鈴子

場 所	六尾地区手前下り坂を下った十字路
危険の状況	急な坂道であり、カーブミラーはあるが、車両確認が難しく(下校時)一時停止しない車両があり、危険である。
改善方法	一時停止を促す標識又は一時停止線の設置。

【地図】



至 西穂波

危険箇所番号 ⑩

場 所	六尾地区手前下り坂を下った十字路
-----	------------------

【写真】 六尾地区



学校側坂上より 西穂波方面を望む



西穂波側より 学校方面を望む

●学校ICT機器整備の検討について

(経過)

- ・ここ近年、学校ICT機器を活用した授業・指導が進んできた。 ⇒ 文部科学省：平成22年10月29日「教育の情報化の手引き」を作成、学校教委のICT整備の加速。
- ※ 平成21年度 国交付金：各校電子黒板導入、平成23年度 単町費：教育用コンピュータ（モバイルプロジェクター、書画カメラ整備）、各校：教材備品費等予算の範囲内で個別に整備。
↓
- ・学校は、この流れを受け、ICT機器が教育に有効で必要なものであることを認識し、最終目標：各教室1台（セット）を目指し、年次計画により順次整備していくよう平成26年度予算要求を行った。（学校は、毎月の学校施設点検訪問や計画訪問などの機会をとらえ、教育委員会に機器の整備について要望を行ってきた。）
↓
- ・教育委員会は、学校からのICT機器の要望や予算要求を受け、内部で検討を行った。検討結果としては、ICT機器の必要性は感じつつも、次の観点から十分な情報を持ち得ていないこと、また、莫大な費用投入となることから適正な導入台数はどれくらいなのかなど、検討するにあたり情報収集が必要であるため、平成26年度予算要求は行わないこととした。
 - ①教員の授業での使用方法 ②児童生徒への学習等への教育効果 ③使用する教科学習の種類 ④教員の使用ニーズ ⑤導入費用 ⑥現在整備状況と使用頻度 など
↓
- ・教育委員会は、実際に学校現場に行き、授業での使用実態や減整備済み機器の使用実態など調査し、平成26年度の早い時期には、ICT機器の必要性や適正な整備台数をまとめ、平成27年度には、計画的な導入にあたっての予算要求を行っていきたいと考えている。したがって、事務局・学校のみならず、教育委員さんにもご意見をいただきながら十分に検討していきたい。

49

事業名	学校教育振興事業（ICT機器整備事業）
<p>●北条小学校</p> <p>1 事業目的・概要</p> <p>パソコン、プロジェクター、実物投影機、マグネットスクリーンを普通教室・少人数教室・特別教室に各1台ずつ年次的に整備する。また、特別支援学級にはipadを各1台配備する。ICT機器を各教室に常設し、授業のツールとして利用することで、児童の理解を深めるため。視覚的に具体物を提示することで、子どもたちにわかる授業となる。また、子どもが意欲を持っていきいきと学び、基礎・基本を身につけることができる。</p> <p>2 事業内容</p> <p>①パソコン、プロジェクター、実物投影機、マグネットスクリーンを普通教室（14教室）に1台ずつ整備する。2ヵ年計画で、必要数を整備する。文部科学省から示されている「教材整備指針」でも、目安として、実物投影機、テレビ、プロジェクター・電子黒板について1学級1程度必要な備品として挙がっている。この中で、予算的に、より現実可能な整備として、今回の整備にあたる。</p> <p>②ipadを特別支援学級教室（5教室）に各1台ずつ整備する。1ヵ年計画で、必要数を整備する。</p> <p>③パソコン、プロジェクター、実物投影機、マグネットスクリーンを少人数指導教室（3教室）に1台ずつ整備する。2ヵ年計画で、必要数を整備する。</p> <p>④パソコン、プロジェクター、実物投影機、マグネットスクリーンを特別教室（3教室）</p>	<p>●大栄小学校</p> <p>1 事業目的・概要</p> <p>これから情報化社会で生きていくために必要な情報機器活用能力やモラルを身につけた子どもを育てるために、ICT機器の年次的な整備を行うことが必要である。あわせて、日々の学習活動に情報機器を取り入れ、より分かりやすい授業を行うことによって学力向上につなげる。</p> <p>2 事業内容</p> <p>視覚的効果のある授業を展開し、確かな基礎学力を身につけるためにICT機器を整備する。</p>

<p>に1台ずつ整備する。1ヵ年計画で、必要数を整備する。 ※①～④について5ヵ年計画で整備する。</p> <p>3 これまでの取組状況、評価、実績</p> <p>H23年に普通教室用ノートパソコン6台、書画カメラ5台、プロジェクター3台が整備され、各学年にパソコン、プロジェクター、実物投影機を1台ずつ配置することができた。ICT機器を使い、全教科、教科書や本、ノート、ワークシートを拡大して、クラス全員に見せることで、どこに着目してよいのか、子どもたちもしっかりとわかり、教員の説明も子どもたちに伝わりやすくなった。特に具体物の従来教科書掛図や拡大プリントで提示していたものがICT機器を使うことで、より簡単にできるようになり、時間の短縮や消耗品のコストの削減にもつながった。ICT機器の効果は実感できるものの、教室に常設しているスクリーンが位置的に使いづらい、周辺機器が学年に1台しかないでの遠慮ながら使用しなければならない、ICT機器設置に時間がかかる、などの課題もあがっている。</p> <p>4 事業目標、効果、改善点</p> <p>【事業目標】 21世紀にふさわしい学びの環境を整備する。</p> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材を大きく拡大することで、児童が学習する内容に興味・関心を持ちながら取り組むことができる。 ・拡大提示しながら見せることで課題を視覚的に、明確につかませることができる。図や写真、動画など、視覚に訴える教材の活用により、分かりやすく説明することができる。 ・ホワイトボード用のマーカーペンで書き込みに対応したスクリーンを使用することで、印や線を書き込むことができ、これにより児童の視線を集中させることができる。さらに、説明等を書き加えることによって、視覚的に理解し易くなり、教育効果は一層高まる。 ・前時の提示内容や板書内容を提示し学習の振り返りをしたり、フラッシュカード型教材を使って反復学習をしたりすることで、短時間での知識の定着を図ることができる。 ・おはようタイムのモジュールの時間（朝10分の反復学習の時間）や、かしこくタイムの時間（昼10分の反復学習の時間）、授業開始直後の数分などに、ICT機器でフラッシュカード等を取り入れ、効果的に学習し、学力の定着を図る。 ・児童の視線を前方に集中させることができるので、児童の参加意識が高まる上、教員は児童の表情を確かめながら授業を進めることができる。 ・インターネット上の多種多様な教材や写真、手書きのノート等、教材の量と質が豊かになる。 	<p>3 これまでの取組状況、評価、実績</p> <p>毎年少しづつプロジェクターなどを導入し、現在1、6年は学級に1セット(PC、プロジェクター、実物投影機)配備し、国語、算数、社会科などで活用し、子どもたちの学習理解の一助となってきた。常備している学級では使用頻度が高いが2学級に1セット配備の学級では、機器をとりはずし、次の学級への設置に時間がかかるなどの問題から十分活用しきれていないのが現状である。</p> <p>4 事業目標、効果、改善点</p> <p>基本的には学級ごとに1セットの配備が望ましいが、1、6年以外は2学級に1台という状況である。また、このような状況では、その都度、機器のセッティングが必要となり、5分間の休憩時間ではなかなか時間が取れない。したがって、全学級配備になるよう年次計画を立てて導入していくことが必要である。また、特別教室においても、活用する場面があり、これらの教室にも配備していかなければならない。そこで、まず上の学年から順に整備していく、それと同時に、特別教室にも配備していきたい。また、LAN環境も一般的には有線から無線へ移行しており、今後タブレットなどの導入を考えると無線LANの環境も整えていく必要性が生じてくる。</p>
--	--

- ・提示教材の切り替えや、一度消したもの再提示が容易にできる。
- ・子どもたちが ICT 機器を身近なものと捕らえ、子どもたち自身が、発表の場において、わかりやすく表現するツールとして利用する。
- ・全教科において実践している、めあて、まとめ、ふり返りが書き込まれたモデルとなる児童のノートを ICT 機器で拡大して示すことで「北条の学びのスタイル」をしつかり身につける。
- ・デジタル教科書に即座に対応できる。
- ・従来、教員が児童に提示する場合、拡大印刷をして表示したり、模造紙にかいたりしていたが、その作業時間を減らすことができる。その時間を教材研究や児童と向き合う時間に充てることができる。また、プリンタインク消耗品等のコスト削減にもなる。

【課題】

- 学校の一番の要望としては、各教室に 1 台大型画面の電子黒板を常設することである。しかし、かなりコストがかかるので現実的には難しい。
- 今後デジタル教科書が普及し、さらには一人に 1 台タブレット PC を用いて学習する時代がくると予想される。しかし、教員の中で ICT 機器の活用や技術に若干偏りがある。ICT 支援員の力をかりながら、ICT 機器を有効に利用していくかなければならない。

ICT 器整備事業計画(北条小学校)

平成25年12月現在

	教室数	現有数						目標数						必要整備数							
		パソコン	i pad	プロジェクター	(10年以上経過したもの内数)	实物投影機	マグネットスクリーン	パソコン	i pad	プロジェクター	实物投影機	マグネットスクリーン	パソコン	i pad	プロジェクター	实物投影機	マグネットスクリーン	ワゴン			
本校舎	普通教室	11	5	0	9	2	5	1	0	4	11	0	11	11	11	6	0	4	7	11	7
本校舎	特別支援教室	5	5	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0
本校舎	少人数教室	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2	2	2	0	2	2	2	2
西校舎	普通教室	3	1	0	1	0	1	0	0	0	3	0	3	3	3	3	2	0	2	2	3
西校舎	少人数教室(児童会室)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1	1
北校舎	特別教室(第1理科室)	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	0
北校舎	特別教室(第2理科室)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1	1
北校舎	特別教室(家庭科室)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北校舎	特別教室(図書室)	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1
北校舎	特別教室(第1音楽室)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北校舎	特別教室(第2音楽室)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北校舎	特別教室(図工室)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		11	0	10	2	8	3	0	5	25	5	20	20	20	20	14	5	12	15	20	15

【整備計画】

平成26年度(1年次整備数)	0	0	1	8	8	4	891,368
平成27年度(2年次整備数)	0	0	5	1	6	6	666,870
平成28年度(3年次整備数)	0	5	1	1	1	1	566,000
平成29年度(4年次整備数)	0	0	2	2	2	2	392,570
平成30年度(5年次整備数)	0	0	3	3	3	2	575,997
	0	5	12	15	20	15	3,092,805

パソコン	173,556
i pad	73,943
プロジェクター	89,640
实物投影機	84,240
マグネットスクリーン	9,547
ワゴン	12,858

(円)

ICT機器整備事業計画(大栄小学校)

平成25年度12月現在

教室数		現有数					目標数					必要整備数							
		パソコン	i pad	プロジェクター	实物投影機	マグネットスクリーン	ワゴン	パソコン	i pad	プロジェクター	实物投影機	マグネットスクリーン	ワゴン	パソコン	i pad	プロジェクター	实物投影機	マグネットスクリーン	ワゴン
教室棟	普通教室	13	8	0	9	8	5	3	13	0	13	13	13	5	0	4	5	8	10
教室棟	特別支援教室	6	3	0	2	0	0	0	6	6	6	6	6	3	6	4	6	6	6
教室棟	少人数教室(コナン1・2・3)	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3	3	3	0	3	3	3	3
教室棟	多目的教室(フレンド1・2)	2	1	0	1	0	0	0	2	0	2	2	1	2	1	0	1	2	1
管理棟	特別教室(第1理科室)	1	0	0	1	0	1	1	1	0	1	1	1	1	0	0	1	0	0
管理棟	特別教室(第2理科室)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1
管理棟	特別教室(家庭科室)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1
管理棟	特別教室(第1音楽室)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理棟	特別教室(第2音楽室)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理棟	特別教室(図書室)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理棟	特別教室(図工室)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		12	0	13	8	6	4	27	6	27	27	26	27	15	6	14	19	20	23

【整備計画】

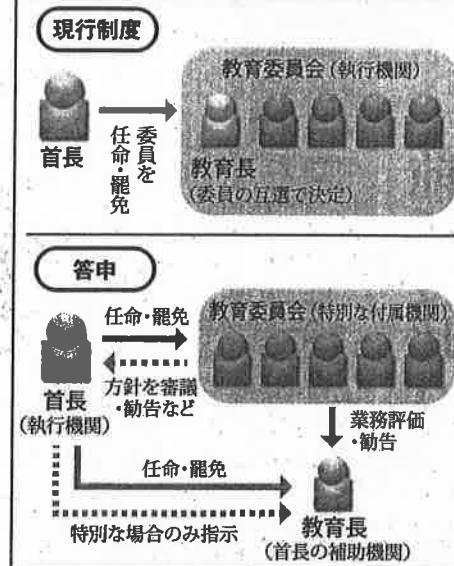
平成26年度(1年次整備数)	0	1	4	4	4	4	1,151,690
平成27年度(2年次整備数)	0	1	4	4	4	4	1,151,690
平成28年度(3年次整備数)	0	2	3	4	4	4	1,135,900
平成29年度(4年次整備数)	0	2	1	3	4	6	991,612
平成30年度(5年次整備数)	0	0	2	4	4	5	958,176
	0	6	14	19	20	23	5,389,068

パソコン	173,556
i pad	73,850
プロジェクター	89,640
实物投影機	84,240
マグネットスクリーン	35,964
ワゴン	59,616

事業名	学校教育振興事業（ＩＣＴ機器整備事業）
<p>●北条中学校</p> <p>1 事業目的・概要</p> <p>近年インターネットや情報機器の教育への利用が急速に進んでいる。本校でも、デジタル教科書、プロジェクター・大型テレビの整備を進め、積極的に情報にかかわり、適切な方法を判断しながら効果的に処理を行う生徒の育成を進めている。今後、全教職員の指導力を一層向上し、生徒一人ひとりの情報活用能力を育み、教科等の学習の成果を一層高めるため、ＩＣＴ機器の整備を進める。</p> <p>2 事業内容</p> <p>【ＩＣＴ機器の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材備品費 　・大型液晶テレビ（65型・スタンド・画面保護パネル） ・タブレット端末（iPad・ケース・画面保護フィルム） <p>【情報活用能力の育成】</p> <p>インターネット、タブレット用アプリ、デジタル教科書等を学習に積極的に取り入れ、大型テレビで情報共有し、生徒が必要に応じて自ら情報にアクセスしようとする態度を育てる。</p> <p>【教科等の学習成果向上】</p> <p>タブレット用アプリ、デジタル教科書等により、個に応じた課題提示を行い、学習が遅れがちな生徒、さらに進みたい生徒それぞれに最適な教材を提示しながら学習を進めること。</p> <p>3 これまでの取組状況、評価、実績</p> <p>町予算に加え、パナソニック教育財団等の助成も得て活用方法の研究に取り組んでいる。それにより、英語・理科・家庭科でデジタル教科書の活用が進み、音声と文字との関連、調理方法等の確認、実施困難な実験の視覚化など学習の効率と成果が上がり、生徒も自ら活用したいという希望が強まっている。特別支援学級ではＳＳＴにタブレット端末を取り入れ、望ましい人間関係の形成を図っている。</p> <p>4 事業目標、効果、改善点</p> <p>別紙のとおり</p>	<p>●大栄中学校</p> <p>1 事業目的・概要</p> <p>社会の進展に対応できる教育の推進が望まれる中、本校においてもＩＣＴを活用した授業づくりを進めたいと考えている。各教室の授業において、適時必要な映像・画像をインターネット等から見せたり、実物を拡大して見せることで、「わかる授業」「分かりやすい授業」を行い、学力向上のサポートをする。</p> <p>2 事業内容</p> <p>【平成26年度】</p> <p>教室棟各階に移動式ＰＣ、プロジェクター、映像用マグネットシート、教材提示装置をキャスター付きボックスに入れ、普通教室に移動しながら活用。</p> <p>※ 電子黒板を各教室に導入するよりも常時設置した場合の専有面積、耐用年数を考慮し、移動式を採用。</p> <p>3 これまでの取組状況、評価、実績</p> <p>特別教室に1台電子黒板があり、使用が重なり、主に社会科で利用をしている。コンピュータ教室では生徒のＰＣ技術を学ぶ場としている。各教室では、社会では世界地図を大きく見せる、数学では図形領域を学ばせるなど多様な利用が可能であり、生徒の集中力を向上させている。</p> <p>4 事業目標、効果、改善点</p> <p>平成26年度 教室棟各階に設置。 (3セット)</p> <p>平成27年度以降 各教室に設置。</p>

	事業目標・内容	効果	改善点
23年度	・電子黒板導入	電子黒板は、英語科がまずフラッシュカードで使用を始め、今では英語科で毎時間活用している。	
24年度	・生徒用、教師用パソコン更新 ・液晶プロジェクター ・デジタル教科書（理科）	パソコンの更新により快適な作業ができるこことでペーパーレスでの会議が行えるようになった。	
25年度	・デジタル教科書（英語・家庭科） ・大型液晶モニター ・DVD レコーダー ・デジタルレコーダー ・タブレット端末	・電子黒板の活用頻度が上がりデジタル教科書も並行して活用することができ指導効果が出た。 ・電子黒板は異なった階の教室への移動が困難な事もあり、研究助成金で大型液晶モニターを整備し、2階に設置することにより幅広く活用することができた。	
26年度	・大型液晶モニター ・DVD ソフト（社会）	・1階に大型液晶テレビを整備し、全フロアで大型電子黒板が活用できる環境を整え、学習指導の効率化と学習成果の共有を進める。また、それに伴う視覚的資料としてDVD等購入を考えている。 ・タブレット端末を数台整備し、個別学習の支援の進め方を研究する。	今後は PC ではなくタブレット端末の活用が予想されるので、計画的に整備を行う。
27年度	・3階各教室のテレビの大型化 ・タブレット端末の整備	・3階テレビの大型化（50→65型）を図り、教室の後ろの生徒でも見やすい環境を全フロアで整える。 ・タブレット端末を数台整備し、特別支援学級・普通学級で、必要に応じて個別学習支援を展開する。	

教育委員会制度改革のイメージ



答申では、首長は最終的な権限を持つ「執行機関」、教育長は「首長の補助機関」で事務性とも言える大綱の方針を審議し、教育長の業務を評価する諮問的役割を持つた「特別な付属機関」と位置付けられる。かねてより「住民の手の届くところに教育」という大切な行政領域

井伸一郎教育長は「首長を務める倉吉市の福井が直接、教育行政を

中央教育審議会が、教育行政の最終的な権限を首長に移すことを目玉にした教育委員会制度改革案を下村博文文科相に、13日答申した。教育行政をめぐっては教委組織のあり方が問われており、鳥取県内の関係者は「教委は制度疲労をきたしている」ととの考え方、「教育の政治的中立性を侵す」ことにつながるのではないかと懐疑的な見方もある。

(本社・高塔正範、井上昌之、中部本社・荒木隆宏)

過度の介入や危うさ懸念も

首長に権限知事は評価

教育委員会制度改革案

統括する制度では、首長が変わるたびに施策が大きく変わる危険性がある。現行制度が悪いわけではなく問題があるなら運用面との関わりについて、県はいわゆる「政治的中立性は担保されないと広教長は「政治的中立性は担保されないと立派な改革案ではあるが、そもそも現行制度でもうまくや

り切れない」との持論を示す平井伸一氏は「民意を注入する仕組みを最終的にまとめてもらいたい」と好意的。

大津市のいじめ問題を例に「教委の硬直性、学校のスタッフしか見ていないのでは、という国民の疑念が広まつた」と組織体制を含め

る役割があり、業務の特性上、慎重かつ迅速にならざるを得ない部分では、「首長の思いを教育につなげる」と複雑な心境を話す。首長の教育行政への関わりについて、県は

「首長の思いを教育につなげる」とことへの違和感はほとんどないとみていい。

ところが改革案で

は、委員が首長と教育は議会で演説でもしてはいけないが、そもそも現行制度でもうまくや

り切れない」との運考方法

（略）

今後の地方教育行政の在り方について

（答申）（案）

（略）

第一 ①教育目標の明確化：各教育委員会は、教育の在り方を明確に定め、各教育行政課、各子育て支援課等が各自の担当する教育課題を明確化する。また、各教育委員会は、各子育て支援課等が各自の担当する教育課題を明確化する。また、各教育委員会は、各子育て支援課等が各自の担当する教育課題を明確化する。

平成25年月日

中央教育審議会

（略）

はじめに

昭和31年に制定された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、「地教行法」という。）は、旧教育委員会法の様々な問題点を整理し、今まで57年間続いてきた現在の教育委員会制度の骨格を形成した重要な法律であり、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保を制度的に担保してきた。また、行政職員、教育関係者だけではなく、地域の多様な立場の人たちの視点を反映する観点からも重要な役割を果たしてきた。しかしながら、深い思慮の下に設計されたこの制度には、一つの重要な課題をはらみつつも、関係者の善意と協力によって維持されてきたという側面があることも事実である。その課題とは責任の所在の不明確さである。この課題は、今日、児童、生徒の生命・身体や教育を受ける権利を脅かすような重大な事案が生じる中で顕在化し、地方教育行政に対する国民の信頼を維持するためには、制度の抜本的な改革が不可欠な状況となっている。

本年4月15日に、内閣総理大臣が開催する教育再生実行会議においてまとめられた「教育委員会制度等の在り方について（第二次提言）」においては、「合議制の執行機関である教育委員会、その代表者である委員長、事務の統括者である教育長の間での責任の所在の不明確さ、教育委員会の審議等の形骸化、危機管理能力の不足」といった課題が指摘され、地方教育行政の責任者を教育長とする改革が提言された。

現行制度においては、非常勤の教育委員は、教育委員会という合議体の執行機関の一員として、公立学校の管理をはじめとする教育行政について共同して教育長を指揮監督する責任を負っている。教育委員の中には、事務局が行う行政事務や所管の学校等の状況について、常勤の教育長と同じだけの情報を得ることができない中で、どのような事項について、どこまで強く意見を言ってよいものかという戸惑いがある一方で、重要な決定については教育長と同様に行っていることへの違和感があるという声が少くない。こうした中で、いじめによる自殺など重大事案が生じた場合に、教育委員として果たすべき役割を明確にできず、教育長及び事務局、学校という専門家集団の対応を住民目線からチェックするという役割を果たせない場合もある。このような状況が50年以上の間続いてきたことが、先に示された責任の所在の不明確さ、審議の形骸化、危機管理能力の不足といった教育委員会の課題の原因となっていると考えられ、こうした課題を解決するためには、属人的な努力による運用の改善に期待するだけでなく、教育委員会制度の抜本的な改革を行う必要がある。

中央教育審議会では、本年4月25日に文部科学大臣から、「今後の地方教育行政の在り方について」の諮問を受けて以来、教育制度分科会において審議を重ね、10月11日に、それまでの審議内容を中間的に整理し、「審議経過報告」を取りまとめた。その後、意見募集及び関係団体のヒアリング等を通じて幅広く意見聴取を行うとともに、更に審議を深め、計21回に及ぶ審議の結果を、このほど本答申としてとりまとめたものである。

政府においては、本答申の内容を踏まえ、具体的な制度改革の検討を行い、その実現を図ることを期待する。

I 教育委員会の現状と課題について

教育制度分科会においては、改革案を議論する前提として、現行制度のメリット・デメリットを十分に検証する必要があるという考え方の下、はじめに、実際に教育に関わる現場経験（教育委員、教育長、首長）のある委員からの意見発表を行った。発表された意見の概要は、以下のとおりである。

(1) 教育委員の意見

- 教育委員会が機能していないと言うが、首長、議会、事務局、教育委員の意識はこの10年間で随分変わってきた。充て職的、名誉職的な任命ではなくなり、議会でも任命同意の際に反対討論が行われることもあった。事務局も委員を敬遠して遠ざけるという意識がなくなり、教育委員も真剣に議論するようになった。教育委員の責任の重さを考えれば、安易に引き受けられる仕事ではないと感じる。
- 教育委員に就任したときは、委員の机も椅子もなかったが、全員分そろえてもらい、委員の重み、法律上の位置づけを事務局職員にも理解してもらった。
- 非常勤で身分保障があることにより、首長との一定の距離を保つことができ、主体的・客観的な判断ができる。一方で、首長の意見については、教育委員や教育長の人選を通じて、教育行政に反映できる仕組みが担保されている。
- 教育委員長が責任者であったために、事務局の誤った判断について、適切な変更の指示ができた事例もある。
- 教育長は、多数の学校現場で起こる日々の対応に追われ、現状を見つめなおす余裕を感じられないが、合議制の教育委員会があるおかげで、原点に返っての活発な議論ができる。
- 常に顔を合わせている常勤の教育長と、非常勤の教育委員とでは、事務局職員が上げてくる情報のスピード、質、量に差が出てくる。非常勤の教育委員長が責任者であるとしても、あまりに細かいことまで問われるとなると、多少違和感を感じざるを得ない。
- 教育委員は非常勤であって、教育長が常勤のプロであるということを考えると、教育委員会が教育長を指揮監督するには限界がある。

(2) 教育長の意見

- 周りの多くの教育長は、現在の教育委員会制度は歴史を背景にした複雑で良くできた仕組みだと思っている。また、責任者としての覚悟をもって日々の事務を遂行しており、首長ともうまく連携している。
- 教育委員が4年の任期途中で辞職した場合に、新たな委員は残任期間を継続し、委員ごとに任期がずれているという仕組みは、中立性が確保される大変優れた仕組みで

ある。

- 教職員の個別的人事や教育委員会規則の形式的な改正など、教育委員に議論のしようがないことに多くの時間を費やしており、教育委員会で決定すべき事項は精選する必要がある。
- 規模が小さい町村ほど、事務局体制が弱いため、教育長自身が教育の専門性のある教育経験者にならざるを得ない。指導主事が不足しており、国や県の財政的バックアップが必要である。
- 小さい町であるが故に、学校訪問も十分にできるし、教育委員が教職員の氏名と顔を把握できている。
- 会議が形式的にならないよう、県レベル、全国レベル、自分の町の教育課題などを毎回委員長と詰めた上で、議論するようにしており、非常に積極的な意見をいただいている。

(3) 首長の意見

- 制度上は、首長が教育委員を任命し、教育委員会が教育長を任命することとなっているが、実際には、首長が、教育長にすることを前提として委員に任命しており、この点で制度は形骸化している。
- 住民から、教育長と教育委員長とどちらが偉いのかわからないと言われる。
- 教育委員が非常勤であり、教育委員会が合議制であるため、機動性、弾力性に欠ける。
- 繼続性・安定性が言われるあまり、時代の変化への適応力や突発的事態への対応力に欠ける面がある。
- 非常勤の教育委員長が教育行政全般について権限や責任をもつことは、実際上困難である。
- 地方教育行政の大部分は、文部科学省の学習指導要領の下で実施されており、政治的中立性を侵すとか、継続性・安定性が大きく損なわれることはない。
- 教育長任命に係る議会の同意が得られず、首長交代時等に教育長の任命がスムーズに行えないケースが少なからずある。

II 検討の視点

上記のような教育委員会の現状と課題を踏まえ、教育再生実行会議の提言を具体化していくため、以下の視点に基づき、制度改正の検討を行った。

(1) 教育長及び教育委員会の権限と責任の明確化

現行制度においては、公立学校の管理をはじめとする教育行政について教育委員会に全ての職務権限があり、教育長は、教育委員であることと同時に教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどることとなっている。

このように、基本的に非常勤の委員の合議体である教育委員会が、常勤の専門家である教育長と一緒に責任を負うことにより、教育長とは異なるべき教育委員の役割が不明確となっている。例えば、教育長にしかわからないような個別具体的な事項まで教育委員会会議で決定しなければならないことから、審議が形骸化したり、学校等において深刻な事案が生じた際に、合議体の委員会が、当事者としての立場に立って教育長に指示を行うなどスピーディな対応ができず、危機管理能力が不足しているといった批判を受けることとなっている。

こうした状況を改善し、教育長及び教育委員会の権限と責任を明確化するため、首長が任免を行う教育長が、地方教育行政の責任者として個別具体的な事務の執行を行うこととし、教育委員会は、その性格を改め、地域の教育の在るべき姿や基本方針など大綱的な事項を審議するとともに、教育長による事務執行を住民目線による第三者的立場からチェックすることとすることを柱として、具体的な制度改正の在り方を検討した。

(2) 政治的中立性、継続性・安定性の確保

現行制度においては、首長から独立した執行機関で公立学校の管理等の教育行政を行うことにより、教育が知事や市町村長が属する党派の利害に左右されることがないようにするとともに、合議体の委員会とすることにより、個々人の判断や恣意の介入を防ぐ仕組みとなっている。また、教育委員の任期（4年）は、毎年1名あるいは2名が交代するように設定されており、委員が一斉に交代して急激に教育の方針が変わることがない仕組みとなっている。

首長が任免を行う教育長を地方教育行政の責任者とするに当たっても、引き続き、政治的中立性、継続性・安定性を確保する必要があり、そのためには合議制の教育委員会が教育の基本方針や教育内容に関わる事項について、教育長による事務執行に必要な歯止めをかけられるような制度的措置を講じることを前提として、具体的な制度改正の在り方を検討した。

(3) 首長の責任の明確化

現行制度において、首長は、教育委員の任命権及び予算に関する権限を有しており、その意味では公立学校や社会教育施設等の管理・運営等についても一定の権限を有している。また、大学や私立学校に関することは首長の権限となっている。

このように、首長は教育に関する重要な責任の一端を担っているが、学校等の教育現場において深刻な事案が生じた場合に、地方公共団体が一体となって迅速に対応する体制を整えるようにすべきではないかという指摘がある。

このため、首長が現在教育委員としての任命しか行っていない教育長については、教育長として任命及び罷免を行うことにより、任命責任を明確にするとともに、首長がどのような形で教育長あるいは教育委員会に関与できるのかを明確にする方向で、具体的な制度改革の在り方を検討した。

III 今後の地方教育行政の在り方について

1. 教育委員会制度の在り方について

現在の教育委員会制度では、教育長以外は非常勤の委員で構成する教育委員会が所管するすべての教育事務の執行責任を負い、常勤の教育長は教育委員会の指揮監督の下ですべての事務を執行することとされており、教育委員会と教育長は一体として責任を負うという関係になっている。

このような制度であることにより、責任者が、教育長なのか、教育委員長なのか、合議制の教育委員会なのか、責任の所在が不明確となっている現状を改め、地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするため、常勤の教育行政の専門家である教育長を地方公共団体の教育行政の責任者とするよう、抜本的に改革すべきである。

(1) 新しい教育委員会の組織と役割

- 教育委員会が審議すべき事項を、特に政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映が必要とされる事項に限定するなど、地域の教育のあるべき姿や教育の基本方針をじっくりと議論できるよう、改めるべきである。
- 教育委員は、一步離れた立場から教育長の事務執行をチェックできるようにすることが必要である。
- 教育委員会が本来の機能を発揮するためには、単に一般的な識見があるというだけでなく、教育に深い关心と熱意を有する人物が登用される必要がある。
- 教育委員の選考の過程を地域住民に公開することや、議会同意の過程で教育委員の所信表明の機会を設けるなど、選任方法を工夫することが考えられる。
- 教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保等の観点から、教育委員は、首長が議会の同意を得て任命することが考えられる。また、引き続き、任期4年とするとともに、委員の交代が一部ずつ行われる仕組み、厳格な罷免要件による身分保障という現行制度を維持することが適当である。

① 合議体の機関として教育委員会の果たすべき役割、職務権限

- ・ 現行の教育委員会は、形式的な決裁が必要な議案ばかりが議題とされ、本来期待される地域の教育のあるべき姿や教育の基本方針の議論ができていないという課題がある。平成19年の地教行法改正により、「教育委員会の責任体制の明確化」が求められていることを踏まえ、近年、各地の教育委員会において、審議の活性化の努力が行われているが、審議が形骸化しているとの批判は現在もなお止むことがない状況である。
- ・ また、教育委員は常勤の教育長と連帶して、すべての事務について責任を負っているが、教育委員会として会議を開いて意思決定を行うため、学校等において深刻な事案が生じた際に、合議体の委員会が、当事者としての立場に立って教育長に指

示を行うなど、スピーディな対応ができず、危機管理能力が不足しているといった批判を受けることとなっている。

- ・ このような状況を改め、教育長とは異なるべき合議体の教育委員会の役割を明確にするため、教育委員会が審議すべき事項を、特に政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映が必要とされる事項に限定するなど、地域の教育のあるべき姿や教育の基本方針をじっくりと議論できるよう、改めるべきである。
- ・ また、学校等の教育現場で生じる個別具体的な事案については、常勤の教育長が責任者であることを明確にし、教育委員は、一步離れた立場から教育長の事務執行をチェックできるようにすることが必要である。

② 教育委員の人選の在り方について

- ・ 現在、教育委員は、「人格が高潔で、教育に識見を有する者」から任命することとされているほか、保護者である者が必ず含まれるようにすることとされている。教育委員会が本来の機能を發揮するためには、教育委員に適任者を得ることが不可欠であり、単に一般的な識見があるというだけではなく、教育に深い关心と熱意を有する人物が登用される必要がある。
- ・ こうした観点から、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部のような、教育に民意を反映する仕組みを定着させていく中で、その代表が教育委員として選任されることは有効である。
- ・ また、現在の制度は、教育の専門家や行政官ではない住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、レイマンコントロールの考え方方に立っているが、広く地域住民の意向を反映するという制度趣旨は生かしつつ、現場の情報や専門的知識を有する教育長及び事務局に対しても臆することなく発言できるよう、専門家を含めて任命することも審議を活性化するために有効と考えられる。
- ・ また、レイマンコントロールの考え方方に立ちつつ、専門家の視点も反映していくためには、現在より多数の教育委員を任命することも考えられることから、現在、原則5人とされている教育委員の人数について、地方自治体がその地域の実情に応じて、柔軟に定めることができるようとする必要がある。
- ・ いずれにせよ、地方自治体において、選任した根拠の説明責任が果たされることが大切であり、教育委員の選考の過程を地域住民に公開することや、議会同意の過程で教育委員の所信表明の機会を設けるなど、選任方法を工夫することが考えられる。

③ 教育委員の任免等手続き

- ・ 現在、教育委員は、他の行政委員会と同様に、首長が議会の同意を得て任命する制度となっている。新しい教育委員会制度においても、政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映という観点から、教育行政の基本方針を示したり、教育行政の事務執行をチェックするにふさわしい人物が確保されるよう、引き続き、教育委員は、首長が議会の同意を得て任命することが考えられる。
- ・ 教育委員の任期について、現在は、任期を4年とするとともに、毎年1名あるいは2名が交代するように設定されており、委員が一斉に交代して急激に教育の方針が変わることがない仕組みとなっている。また、罷免要件は、「委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合」とされており、独立行政委員会の委員としての身分保障を前提として、極めて限定的なものとされている。
- ・ 新しい教育委員会の委員の任期や罷免要件についても、政治的中立性、継続性・安定性を確保する観点から、これらの現行制度の任期や罷免要件を踏襲することが必要である。

(2) 教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保

- 教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保のため、多様な属性を持った複数の委員による合議体が、地方教育行政に関与する仕組みを残すことが必要である。
- 現行制度においては、首長から独立した執行機関で公立学校の管理等の教育行政を行うことにより、教育が知事や市町村長が属する党派の利害に左右されることがないようにするとともに、合議体の委員会とすることにより、個々人の判断や恣意の介入を防ぐ仕組みとなっている。また、教育委員は、同一政党に所属する委員が過半数を超えないよう、任命及び罷免を行うこととされており、特定の政党の利害に左右されない仕組みとなっている。さらに、教育委員の任期（4年）は、毎年1名あるいは2名が交代するように設定されており、委員が一斉に交代して急激に教育の方針が変わることがない仕組みとなっている。
- 教育の政治的中立性の確保について、教育行政においては、法令や学習指導要領等が定められており、現在では、政治的中立性が脅かされるような事態はほとんどないのではないか、という意見が出された。
- 一方で、安全保障、国際貢献、歴史認識に関する教育など政治的立場から意見が分かれる事項が依然としてあり、教育内容や教職員の人事など教育の政治的中立性が脅かされるおそれがある場面があるという意見が多数出された。また、教育委員会制度があるために首長は教育内容等に関与することを控えているという意味でセーフティ

ネットとして機能しており、あまり問題が顕在化しないからといって教育の政治的中立性を確保する仕組みが必要ないという議論にはならないという意見が出された。

- また、行政は住民の選挙により選ばれた首長が住民の付託を受けて、首長の責任において行うべきという意見も出されたが、教育は、子供の健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下で、安定的に行われることが必要であり、首長の交代とともに教育方針が急激に変わることのないようにする必要であるという意見が多数出された。
- さらに、第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）においても、教育委員会について抜本的に改革する際、「政治的中立性、継続性・安定性を引き続き確保する」ことが明記されている。
- したがって、公立学校等における教育の方針や内容については、多様な属性を持った複数の委員による合議が関与することにより、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定をし、首長の属する党派の利害に左右されることなく、個々人の判断や恣意の介入を防ぐ仕組みは、新たな地方教育行政制度においても必要であると考える。

（3）首長と教育長の関係

- 首長の任命責任を明確にするため、首長が教育長を直接任命することとする。また、教育長の資格要件を明確化するとともに、教育長の資質能力や適格性を担保するため、議会の同意を得ることとすることが適當である。
- 公立学校の管理等の教育行政の責任者が教育長であるという観点から、教育長は首長が任命するものの、一定の独立性をもった存在であるという前提に立って、制度設計を検討する必要がある。
- 教育長の罷免については、首長が議会の同意を得て行うことができるようし、罷免要件については、例えば、教育長の事務の執行が適当でないため学校運営等に著しい支障が生じている場合などには、首長が教育長を罷免できることとする考えられる。また、教育長の任期は、現行の教育委員としての任期（4年）と同等とすることが適當である。
- 首長の責任を明確化するため、公立学校の管理等の教育行政において、教育長の事務執行が著しく適正を欠く場合や、児童、生徒等の生命及び身体を保護するため緊急の必要がある場合には、首長が積極的に関与できることとする必要である。

- 教育再生実行会議の提言では、①教育長と教育委員会の関係では教育長を責任者とする、②責任者となる教育長は首長が直接任命・罷免を行う、③教育の政治的中立性、継続性・安定性は引き続き確保する、とされている。首長と教育長の関係については、任命・罷免を通じて現行制度よりは近くなるが、公立学校の管理等の教育行政の責任者が教育長であるという点では、教育長は首長から一定の独立性をもった存在である

という前提に立って、制度設計を検討する必要がある。

- 教育長の選任については、現行制度では、首長が教育委員を議会の同意を得て任命し、教育委員会が教育委員の一人を教育長として任命することとなっているが、実際には、首長は教育長にふさわしい人物をあらかじめ教育委員として任命している。こうした制度と実態の乖離を改め、首長の任命責任を明確にするため、教育長を首長が直接任命できる制度とすることが適当である。
- 教育長を、公立学校の管理等の教育行政の責任者とすることに伴い、今までにもまして、教育長の資質や専門性の担保が重要となることを踏まえ、教育長の資格要件を明確化することが必要である。その際、教育長としてふさわしい人物であるか、その資質能力や適格性を担保するため、議会の同意を得ることとすることが適当である。
- 首長が教育長を直接任命する権限を持つことに伴い、教育長の罷免についても、首長が議会の同意を得て行うことができるようになることが適当である。現行制度において、教育委員の罷免要件は、「委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合」とされており、独立行政委員会の委員としての身分保障を前提として、極めて限定的なものとされている。
- 新たな教育長は、公立学校の管理等の教育行政の事務執行の責任者とすることに鑑み、例えば、教育長の事務の執行が適当でないため学校運営等に著しい支障が生じている場合などには、首長が教育長を罷免できることとする考えられる。その際、議会の同意に加えて、教育委員会の同意も得るようにすることが考えられるという意見もあった。
- また、新たな教育長の任期については、教育の継続性・安定性の確保の観点から、現行の教育委員としての任期（4年）と同等とすることが適当である。
- 一方、首長は、現行制度においても、地方公共団体を統轄する立場から、学校種・学校の設置者を超えた全般的な教育政策を立案するとともに、公立学校の管理等の教育行政についても予算に関わる権限を有していることから、選挙においても教育政策を訴える場合も少なくない。地方公共団体の教育行政が首長と教育長との協力と調和の下で行われるよう、首長が教育長に対し、どのような教育行政を期待しているかを明示することが必要であると考える。
- また、教育長の事務執行が著しく適正を欠く場合や、児童、生徒等の生命及び身体を保護するため緊急の必要がある場合には、首長が積極的に関与することとする必要がある。

(4) 新しい制度の方向性

上記のような（1）新しい教育委員会の組織と役割、（2）政治的中立性・継続性・安定性の確保、（3）首長と教育長の関係、についての検討を踏まえ、新しい教育長及び教育委員会の制度について審議を行った。

地方公共団体を統轄する首長、常勤の専門家である教育長、非常勤の合議体である教育委員会のそれぞれの権限と責任を明確化し、それぞれに期待される本来の役割を十分に發揮していくため、以下の改革案を提言する（改革案のイメージは、P. 14 を参照。）。なお、本案の検討の過程では、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保に課題があるとの意見もあったことを踏まえ、新しい制度の具体化にあたっては、こうした懸念が払拭されるような制度設計がなされることを期待する。

- 地方公共団体に、公立学校の管理等の教育に関する事務執行の責任者として、教育長を置く。教育長は、首長が定める大綱的な方針に基づいて、その権限に属する事務を執行する。首長が大綱的な方針を定める際には、その附属機関として設置する教育委員会の議を経るものとする。
- 教育長の権限に属する事務の執行について、首長の関与は、原則として、大綱的な方針を示すことにとどめ、日常的に指示は行わないものとする。
- 教育委員会は、地域の教育の在るべき姿や基本方針について審議をするとともに、教育長による事務執行を住民目線による第三者的立場からチェックすることを目的とする。

① 首長と教育長の事務分担

- ・ 地方公共団体に首長（執行機関）の補助機関として教育長を置く。教育長は、公立学校の管理等の教育に関する事務を執行することとし、その権限を法律で定める。
- ・ 首長は、その附属機関として設置する教育委員会の議を経て、教育に関する大綱的な方針を定めることとする。教育長は、この大綱的な方針に基づき、事務執行の責任者として、その権限に属する事務を執行する。
- ・ 教育長の権限に属する事務の執行について、首長の関与は、原則として、大綱的な方針を示すことにとどめ、日常的に指示は行わないものとする。ただし、教育長の事務執行が大綱的な方針に反している場合など著しく適正を欠く場合や、児童、生徒等の生命及び身体を保護するため緊急の必要がある場合など、法律に規定された特別の場合に限って、教育長に指示を行うこととする。
- ・ 首長が教育長に指示を行う際は、あらかじめ教育委員会に意見を聴くとともに、指示の内容・理由を公表するなど、住民の目に見える形にしていくことが適当である。また、教育長の罷免との関係では、まず指示を行い、指示により事態の改善を図ってもなお、事態が改善されない場合に罷免できるようにする仕組みも考えられるという意見もあった。

② 新しい教育委員会の位置づけと審議事項等

- ・ 地方公共団体に、首長の特別な附属機関として教育委員会を置く。教育委員会は、公立学校の管理等の教育に関する事項について必要な審議を行う機関とする。
- ・ 教育委員会は、地域の教育の在るべき姿や基本方針について審議をするとともに、教育長による事務執行を住民目線による第三者的立場からチェックすることを目的とする。

＜首長に対する教育委員会の役割＞

- ・ 具体的には、政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、首長が教育に関する大綱的な方針を策定する際には、教育委員会の議を経ることとする（議を「経る」とは、従う義務まではないが、強い拘束性があるものと解されている。）。地方公共団体の教育に関する大綱的な方針の策定については、教育委員会という公開の場で、首長の意見と教育委員会の意見とが共に住民に明らかにされることにより、透明性の高い手続きによって策定されることを制度的に担保する。

また、教育委員会は、必要に応じて、首長（又は教育長）に対し、資料の提出や説明等を求めることができることとし、首長（又は教育長）の事務執行が大綱的な方針に反する場合などには、教育委員会が必要な勧告をできることとする。また、この教育委員会の勧告が効果的に機能するようにするためには、新教育委員会の事務局が第三者的立場に立って、教育委員会をしっかりとサポートしていくことが必要であり、その在り方を十分に検討する必要がある。

＜教育長に対する教育委員会の役割＞

- ・ また、教育長は、毎年、教育委員会の意見を聴いて首長が策定した大綱的な方針に基づき、次年度の施策を策定するにあたっては、その基本的な事項について教育委員会の議を経ることとする。あわせて、教育委員会は、毎年、教育長の事務執行の状況について点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な勧告を行うこととする。

教育委員会で審議する次年度の施策については、首長の予算編成作業と同時並行で、数か月間にわたって闊達な審議が行われることが必要である。現行の教育委員会においては、執行機関であるために、形式的な決裁事項についても少なからず議案として取り上げる必要がある一方で、予算については首長の権限であることから重要な施策であっても立案過程に十分関与できていないという指摘がある。新たな教育委員会においては、こうした決裁事項を審議する必要がなくなることから、次年度の施策の方向性について、地域住民の意思を反映すべく、時間をかけて審議することが期待される。

点検・評価についても、報告書を決裁するだけでなく、過去の基本的な施策が住民の期待に応える成果となっているのか、取組の方法は効果的なのか、といった観点から時間をかけて審議することが期待される。

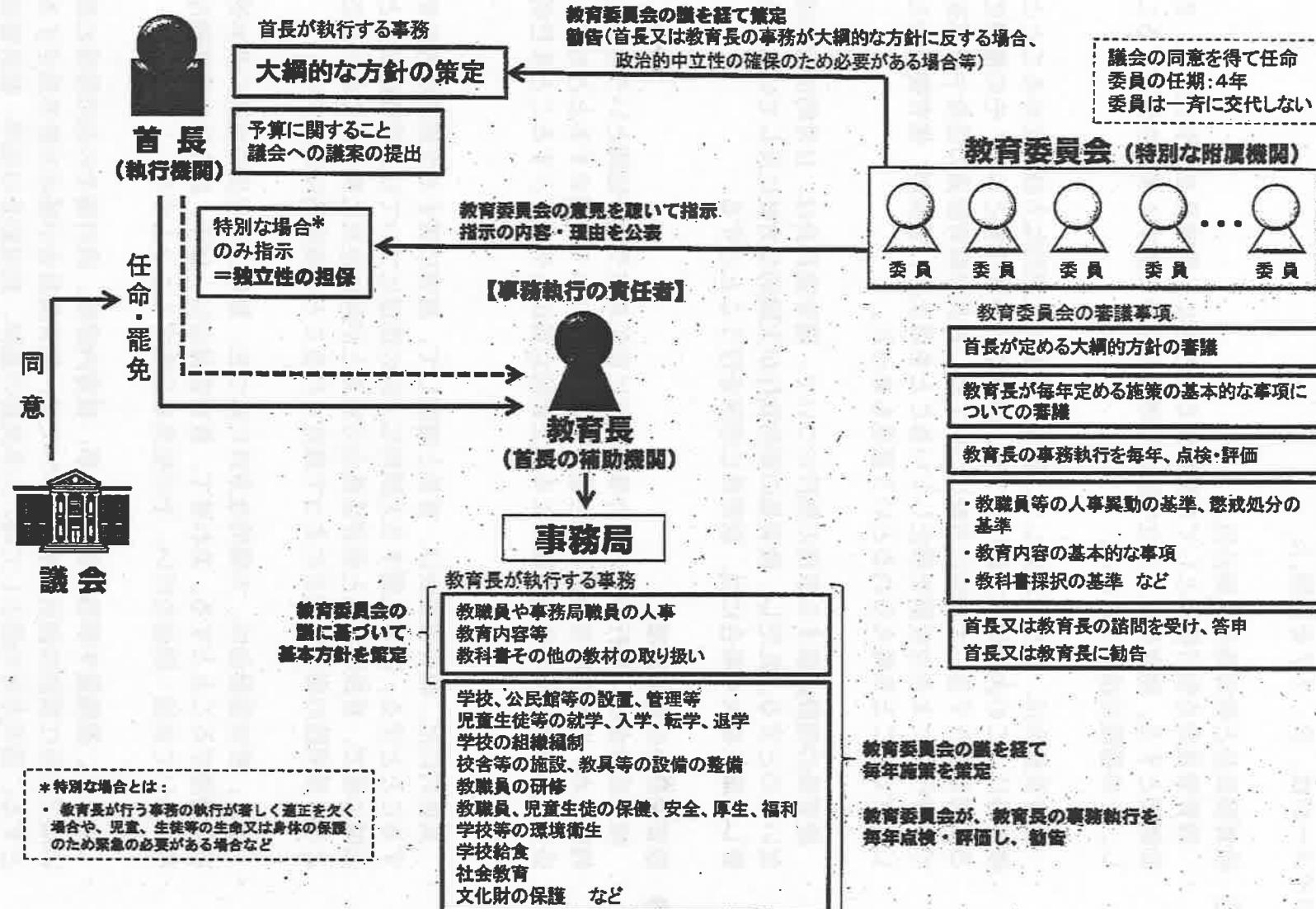
このような形で、例えば、年度前半は点検・評価、年度後半は次年度の施策の審議というP D C Aサイクルを確立し、実施していくことが新しい教育委員会の中心的な業務となることが考えられる。

- さらに、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保の観点から、教職員や事務局職員の人事、教育内容等、教科書その他の教材の取り扱いなどの特に重要な個別の事務については、教育委員会の議に基づいて、教育長が基本方針を策定することとする（議に「基づいて」とは、法的拘束力があるものと解されている。）。基本方針の例としては、人事異動の基準、懲戒処分の基準、教科書採択の基準などが考えられる。
- なお、教職員や事務局職員の人事、教育内容等、教科書その他の教材の取り扱いなどの特に重要な事務については、教育長の基本方針の策定を教育委員会の議に基づくのみならず、これらの施策の具体的な内容について、教育委員会の承認を必要とすべきであるという意見もあった。

③ 首長、教育長、教育委員会の連携

- これらの仕組みが、よりその機能を発揮するためには、首長が教育長と十分な意思疎通を図るのはもちろんのこと、教育委員会との間で、定期的に議論を行うことにより、地域の教育の課題、地域の教育のあるべき姿を共有し、それぞれの役割と責任を果たしていくことが期待される。また、教育委員会の会議の議論や両者の議論を積極的に公開することにより、教育行政の透明性を図っていくことも求められる。

【制度改革案のイメージ】



上記の改革案について、首長の影響力が強くなり過ぎるおそれがあるとの立場から、教育委員会を性格を改めた上で、執行機関として存続させるとともに、教育長をその補助機関とする別案についても議論が行われ、この案を支持する強い意見もあった（別案のイメージは、P. 17 を参照。）。

① 教育委員会と教育長の事務分担

- ・ 教育委員会を執行機関として存続させるとともに、教育長を、引き続き、その補助機関とする。教育長は、公立学校の管理等の教育に関する事務を執行することとし、その権限を法律で定める。
- ・ 教育委員会は、首長と協議して、教育に関する大綱的な方針を定めることとし、教育長は、この大綱的な方針に基づき、事務執行の責任者として、その権限に属する事務を執行する。大綱的な方針については、首長が教育委員の任命や予算を通じて教育行政に大きな役割を果たしていることを踏まえ、首長が、教育委員会と協議して定めることも考えられるという意見もあった。
- ・ 教育長の権限に属する事務の執行について、教育委員会は、日常的に指示は行わないものとする。ただし、教育長の事務執行が大綱的な方針に反している場合など著しく適正を欠く場合には、教育長に指示を行うこととする。

② 教育委員会の審議事項

- ・ 教育委員会は、現行のすべての事務執行に責任を負う執行機関という性格を抜本的に改め、地域の教育の在るべき姿や基本方針について審議をするとともに、教育長による事務執行を住民目線による第三者的立場からチェックすることを目的とする。
- ・ 具体的には、教育委員会は、首長と協議して、教育に関する大綱的な方針を策定することとする。教育に関する大綱的な方針の策定については、教育委員会という公開の場で、首長の意見と教育委員会の意見とが共に住民に明らかにされることにより、透明性の高い手続きによって策定されることを制度的に担保する。
- ・ また、教育委員会は、大綱的な方針に基づき、毎年、次年度の施策の基本的な事項を審議することとする。あわせて、教育委員会は、毎年、教育長の事務執行の状況について点検・評価を行い、その結果を公表することとする。
- ・ さらに、教職員や事務局職員の人事、教育内容等、教科書その他の教材の取り扱いなどの特に重要な個別の事務については、教育委員会が基本方針を策定することとする。基本方針の例としては、人事異動の基準、懲戒処分の基準、教科書採択の基準などが考えられる。

- なお、教育長が独任的な権限行使を行うことにならないよう、十分なチェック機能を働かせる必要があるという指摘があり、教職員や事務局職員の人事、教育内容等、教科書その他の教材の取り扱いなどの特に重要な事務については、教育委員会が基本方針を策定するだけではなく、これらの施策の具体的な内容について承認することとすべきであるという意見もあった。

③ 首長の責任の明確化

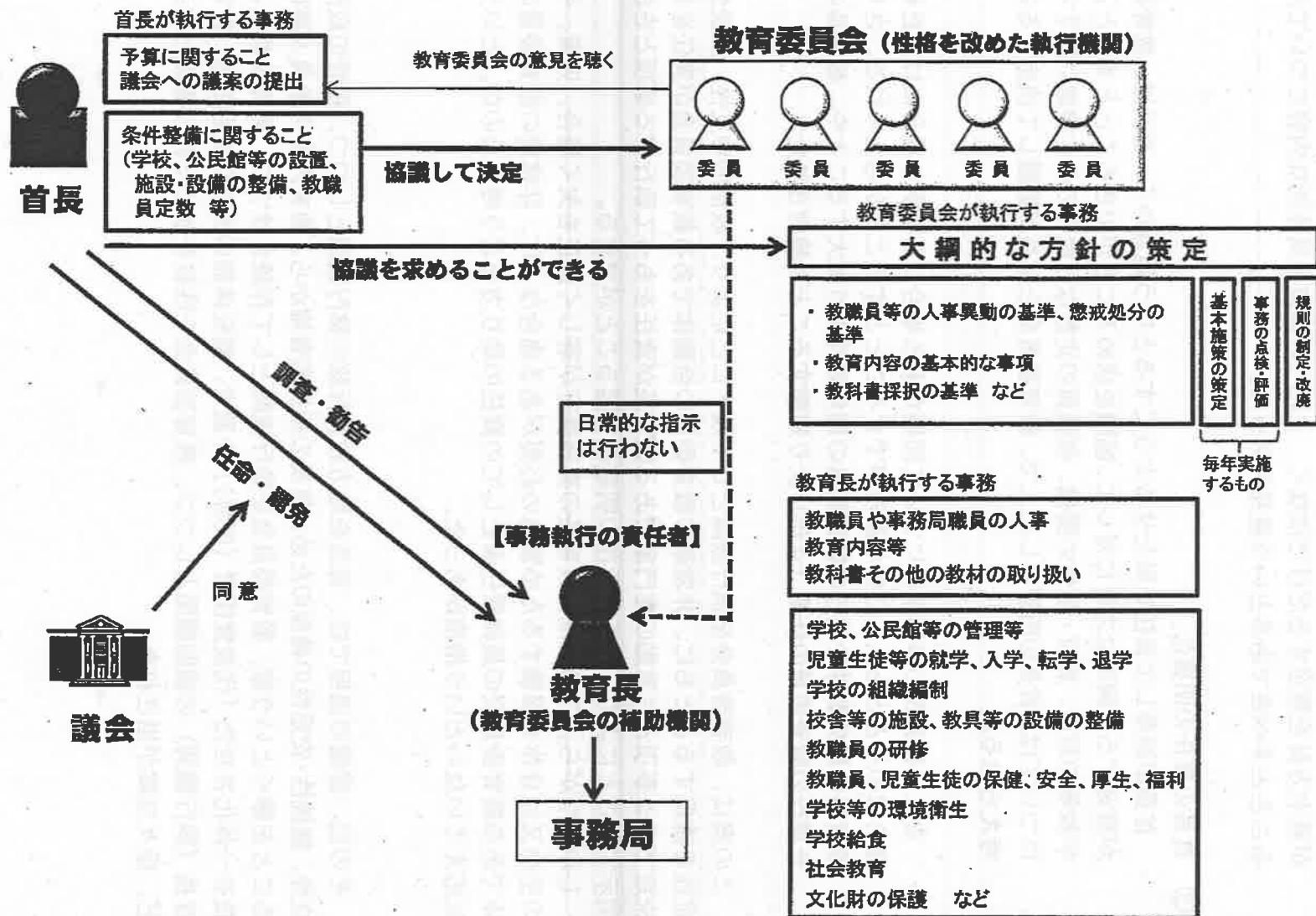
- 首長が連帶して責任を果たせるようにするという観点から、首長は、教育委員会が策定する大綱的な方針に対して、協議を求めることができることとともに、学校等の設置、施設・設備の整備、教職員の定数など教育の条件整備に関する事務については、首長の所管とした上で、教育委員会と首長が協議して決定することが考えられる。
- また、教育長の事務執行について問題がある場合など特別な場合には、首長が調査を求めるとともに、必要な勧告ができることとする考えられる。さらに、教育長の罷免要件を現行の教育委員の罷免要件より拡大することや、教育長の任期を現行の教育委員の任期（4年）より短縮することも検討された。

この案は、教育委員会を執行機関として残すことにより、政治的中立性、継続性・安定性を確保するとともに、非常勤の教育委員の合議体である教育委員会が責任をもって決定できる事項と、常勤の専門家である教育長が責任をもって執行する事項とを法律で明示することにより、責任の所在の明確化を図ることができる。

しかしながら、この案は、教育長の事務執行が著しく適正を欠く場合、児童、生徒等の生命又は身体を保護するため緊急の必要がある場合などに、非常勤の教育委員の合議体である教育委員会の最終責任者としての責任の取り方をどう考えるのか、という問題に応えていないという指摘があった。

その他、審議の過程では、首長を地方教育行政の執行機関としつつ、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保のため、首長の指揮監督権から、教育内容や教員人事に関する除くという案、教育委員会を執行機関として存続させつつ、教育委員長と教育長を一体化させた「代表責任者（仮称）」を置き、責任体制の明確化を図る案、教育長を首長（執行機関）の補助機関としつつ、教育委員会を性格を改めた執行機関とする案など、様々な案が出された。

【別案のイメージ】



(5) 教育行政部局が担当すべき事務分担について

- 特に教育の政治的中立性や、継続性・安定性の確保が求められる、学校教育や社会教育は、教育行政部局が担当するものとして存置すべきである。
- 文化財保護に関する事務については、政治的中立性、継続性・安定性の確保や首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要等があることから、教育行政部局が担当する必要がある。
- 文化財保護を除く文化に関する事務や学校体育を除くスポーツに関する事務は、原則として首長の事務としつつも、地方公共団体の判断で、教育行政部局が担当することができるようすることを検討する必要がある。

○ 地教行法上、教育に関する事務には、教育のほか、文化、スポーツ、学術といった幅広い事務が含まれるが、現行制度においても、教育事務の中でも大学に関することや私立学校に関することは、首長の権限の下に置かれている。また、文化財保護を除く文化に関する事務や学校体育を除くスポーツに関する事務は、条例により、首長の権限の下に置くことが可能となっている。

さらに、首長は、地方公共団体を統轄する立場から、学校種・学校の設置者を超えた全般的な教育政策を立案するとともに、公立学校の管理等の教育行政についても予算に関わる権限を有している。

○ このように、現在でも、教育委員会は、地方自治体の中で独立・完結して教育事務を担っているのではなく、首長との協力と調和の中で必要な事務を行っているのであり、新たな地方教育行政制度の在り方として、首長、教育長、教育委員会の関係を見直すに当たっては、現行制度の教育に関する事務の中で首長から独立して執行する必要があるものは何かを明確にすることが必要である。

○ この点、教育に関する事務の中で首長から独立して執行する必要があるものとは、特に教育の政治的中立性や、継続性・安定性の確保が求められるものであり、教育内容、教科書採択や教職員の人事など公立学校教育に関する事務は、当然に教育行政部局が担当すべきものとして、存置すべきである。また、社会教育についても、公民館、図書館等の社会教育施設で行われる各種事業は、学校における教育活動と同様に人格形成に直接影響を与えるものであり、対象が成人であったとしても、その内容には政治的中立性の確保が必要であり、教育行政部局が担当するものとして存置すべきである。

○ 文化財保護に関する事務については、政治的中立性や継続性・安定性の確保が求められる。そのほかに、文化財は国民共通の貴重な財産であり、一旦滅失、毀損すれば原状回復が不可能であるといった特性や、首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要等があることから、現行制度においては、教育委員会で所管することとされ、首長に所管を移すことはできないこととされている。そのような特性や必要を踏まえ、教育行政部局が担当する必要がある。

○ 文化財保護を除く文化に関する事務や学校体育を除くスポーツに関する事務については、すでに、条例により首長が担当することを選択できるようになっていることから、首長から独立して執行させなければならない必然性は薄いものと考えられる。

一方、これらの事務についても、地域の実情に応じて、学校教育や社会教育と連携して一元的に執行したいという要請も考えられることから、原則として首長の事務としつつも、地方公共団体の判断で、教育行政部局長が担当することができるようすることを検討する必要がある。

(6) 教育行政関係者の資質能力の向上等について

- 教育長には、強い使命感を持ち常に自己研鑽に励む人材が求められ、「学び続ける教育長」の育成を担保するため、国、都道府県、大学等が主体となって、現職の教育長の研修を積極的に実施することが必要である。
- 教育行政部局の体制強化のため、教育職、行政職双方の職員の資質向上に努めることが必要である。小規模の市町村においては、指導主事の配置が進むよう、国や県の財政的支援が求められる。また、教育事務の処理の広域化に取り組むことも期待される。さらに、学校への指導教諭の配置・活用を進め、学校現場からの指導体制の強化を図ることも必要である。

① 教育長等の資質・能力の維持・向上の方法について

- ・ 教育長を地方教育行政の責任者として明確化することにより、今までにもまして、教育長の資質・能力の担保が重要となり、強い使命感を持ち常に自己研鑽に励む人材が求められる。
- ・ また、「学び続ける教育長」の育成を担保するため、国（独立行政法人教員研修センター）、都道府県、大学等が主体となって、現職の教育長の研修を積極的に実施することが求められる。その際、現在、教育行政部局だけでは処理しきれない分野横断的な行政課題が多くなっていることから、教育の専門的知識だけではなく、福祉、雇用、産業、環境等様々な分野に関する知識の習得が求められる。

② 教育行政部局の体制強化の方策について

- ・ 責任者たる教育長と事務局スタッフの総和である「教育行政力」を高めるために、教育職、行政職双方の職員の資質向上に努めることが必要である。指導主事等教育職の職員については、行政的な仕事をこなすことで精一杯になることなく、専門職として教育現場に対するリーダーシップを発揮できるよう、資質向上に努める必要がある。一方で、行政職員については、予算等の管理的業務のみに従事し、教育内容等専門的な内容が含まれる仕事は遠ざける傾向も見られるが、そういう事務についても積極的に関与し、教育の専門性のある行政職員となるよう、資質向上に努めることが必要である。その際、教育行政部局内の各部署の所掌にまたがるような事項をコーディネートするスタッフを置くべきであるという意見もあった。

- ・ また、教育行政部局の職員だけでは対応が困難な問題について、弁護士等の外部専門家による支援体制を整備することも求められる。
- ・ また、教育委員が会議において常に活発に議論し、適切な意思決定が行えるよう、教育行政部局から十分な情報提供をすることが必要である。さらに、教育委員自身が情報の把握、情報の交換を行うことができるよう執務環境を整えることも有効であるという意見もあった。
- ・ 一方、小規模の市町村では、専門職である指導主事が少数、あるいは1名もないところも多いことから、指導主事の配置が進むよう、国や県の財政的支援が必要である。また、近隣の市町村が連携し、教育事務の処理の広域化に取り組むことも期待される。
- ・ さらに、教育行政部局の体制強化とあわせて、学校への指導教諭の配置・活用を進め、学校現場からの指導体制の強化を図るとともに、学校の事務職員の専門性を高めるなど事務機能の強化を図ることも必要である。

2. 教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係の在り方について

(1) 公教育における国の最終的な責任の果たし方について

- 地方教育行政の第一義的な責任は地方公共団体にあるが、児童、生徒の生命・身体や教育を受ける権利を守るために、国がしっかりと公教育の最終責任を果たせるようになることが必要であり、その権限を明確にするための方策を検討する必要がある。
- 戦前の学校教育は、国の指揮監督の下、国の機関である府県知事及び官吏（国家公務員）である教員によって実施されていた。これに対して、戦後の地方教育行政については、地方公共団体の自らの権限と責任の下に実施されることを基本として、国から都道府県に対して、また、都道府県から市町村に対しては、「指導、助言又は援助」という非権力的な関与しか行えないこととされてきた。
- 平成12年に施行された地方分権一括法による地方自治法の一部改正においては、国による地方公共団体に対する関与の基本類型が定められている。同法第245条の5は、各大臣は、その担任する事務に関し、地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、都道府県又は都道府県を通じて市町村に対し、是正の要求を行うことができることを定めている。
- こうした中、教育基本法の改正を受けた平成19年の地教行法改正の際に、当時、高校において必修である世界史の未履修やいじめによる自殺事案において教育委員会が適切に対応できていないことが社会問題となっていたことを踏まえ、教育委員会の法令違反や事務の怠りによって、児童、生徒の権利侵害が発生したり、緊急の生命・身体の保護の必要性が生じた場合に、公教育及び教育行政の最終的な責任は国にあるという観点から、自治事務である地方教育行政に関して、国による「是正の要求」を行う場合には、当該教育委員会が講すべき措置の内容を示して行うものとする規定及び「指示」を文部科学大臣が行うことを定める地方自治法の特例規定が設けられた。
- しかしながら、地方自治法において、国から地方公共団体への関与については、「その目的を達成するために必要な最小限度のものとする」という規定がある中で、地教行法における「是正の要求」や「指示」の発動要件は、限定的なものとなっており、これまで一度も発動に至っていない。
- この点、地方公共団体において問題が発生したとき、国の介入は必要最低限にしなければならないが、教育長や事務局、学校等は、当事者として防御的になるおそれもあることから、国が最終的な責任を果たす立場から、必要な手段を用意することが重要であるという意見があった。
- また、地域固有の事情の中で、都道府県の教育行政部局や市町村の教育行政部局が

自らの力で問題を是正できないという状況が続くこともあるため、迅速に対応できるためには国の関与は必要であるという意見があった。

- 他方、国が是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じないときに、国が違法確認訴訟を提起することができるところが地方自治法に規定され、平成25年3月から施行されており、地方自治法に基づく是正の要求を行い、この制度の活用を図ることによって解決を図ることが可能であり、地方分権の時代に国の関与を強化すべきではないという意見もあった。
- 違法確認訴訟は時間がかかるという指摘があったが、この点については、法治国家である以上やむを得ないという意見がある一方で、そのような司法手続に則り対応することは、緊急性を要する事案については必ずしも有効な手段とは言えないという意見もあった。
- こうした指摘を踏まえ、地方教育行政の第一義的な責任は地方公共団体にあり、まずは地方公共団体が必要な取組を行うことを前提としつつ、児童、生徒の生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合には、国がしっかりと公教育の最終責任を果たせるようにすることが必要であり、その権限を明確にするための方策を検討する必要がある。

(2) 県費負担教職員の人事権・給与負担の在り方について

- 県費負担教職員の人事権については、引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する。
- 指定都市に係る県費負担教職員の給与負担については、指定都市に対する安定的で確実な財政措置、指定都市教育行政部局における事務体制の整備及び人事交流の必要性などを検討し、関係者の理解を得て、指定都市に移譲する方向で見直す。
- 教職員の配置に対する校長の意向を反映させる取組や予算面における学校裁量を拡大し、校長のリーダーシップの下で自主的・自律的な学校運営ができるようにすることが必要である。

- ① 県費負担教職員の人事権の市町村への移譲及び人事交流の調整の仕組みについて
 - ・ 公立小中学校の教職員については、身分は市町村の公務員であるが、給与は都道府県が負担する「県費負担教職員制度」となっており、指定都市を除き、給与を負担する都道府県が人事を行うこととされている。
 - ・ 県費負担教職員の人事権の市町村への移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」(以下、「平成17年中央教育

審議会答申」という。)において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。」とされているところであり、引き続き検討課題となっている。

- ・ この制度については、平成17年中央教育審議会答申を踏まえ、中核市等の一定規模の市などが、地域の実情に応じた教育の展開、地域に根ざした人材の育成という観点から、指定都市と同様の人事権を、早期に移譲することを求めている。特に、教職員の研修を義務付けられている中核市からは、研修した教職員が都道府県の人事異動で市外へ異動させられるという不都合が生じることから、人事権の移譲を求める声が大きい。
- ・ こうした人事権の問題については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。
- ・ 一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難であるという意見、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかという意見、人事異動は教職員の一番の研修の機会であるため、人事異動はできるだけ広域性が必要であるなどの意見があった。
- ・ なお、人事権移譲の前提となる広域での調整の仕組みについては、いくつかの市町村でグループを作り、グループ間の交流については都道府県が調整するという方法があるという意見がある一方で、広域での調整の仕組みは簡単なものではないという意見があった。
- ・ このように、県費負担教職員の人事権については、様々な意見があることを踏まえ、引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する。
- ・ 現在、大阪府の豊能地区（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）では、地教行法第55条の事務処理特例制度を活用して、大阪府から人事権を移譲され、運用を開始したところである。各都道府県、各地域によって人事異動の状況は大きく異なり、このような取組がどこでも実施できるわけではないが、当面の方策として、都道府県及び関係市町村の間で人事権移譲に合意が得られる地域においては、この事務処理特例制度を活用して市町村への人事権移譲を進めていくことが適当である。

・ 地域に根ざした教職員の採用という観点からは、現在多くの市町村が市町村費による教職員を採用しているほか、例えば、島根県においては、石見地域又は隠岐地域に限って勤務できる者を別枠で採用している。こうした取組を進めて、市町村と都道府県が協議の上、原則として当該市町村においてのみ勤務するという前提で、一定数の県費負担教職員を採用することとし、その採用選考に当該市町村の意向を反映させるという方策も考えられる。

・ 県費負担教職員の転任については、平成19年の地教行法改正により、一市町村における標準的な在職期間など県が定める基準に従い、市町村を越えて転任させる場合などを除き、市町村が実質的な人事権を持つこととされている。したがって、同一市町村内における転任については、市町村の判断で行うことができる。このような市町村の権限は未だ十分に認識されていないので、市町村において今後積極的に活用することが望まれる。

② 指定都市に県費負担教職員の給与負担を移譲するに当たっての税財源措置の方策及び給与・旅費事務を実施するための体制整備、教職員の人事配置への影響などについて

・ 指定都市における県費負担教職員については、給与負担は都道府県の負担とされている一方、人事権は指定都市にあり、人事権者と給与負担者が異なる状態にあることから、これまで、指定都市及び関係道府県からこの状態を解消するよう要望されてきたところである。

・ 平成17年中央教育審議会答申では「教職員人事権を市区町村に移譲する場合には、その財源保障は安定的で確実なものであることを前提に、人事権者と給与負担者はできる限り一致することが望ましく、人事権移譲に伴う給与負担の在り方も適切に見直すことを検討する必要がある。」とされており、引き続き検討課題となっている。

・ 教職員配置に係る権限と負担を一致させる観点から、指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、指定都市に移譲する方向で所要の制度改正を行うことが適當である。その際、都道府県から給与負担を移管するにあたっては、財源調整が必要になってくることから、指定都市に対する安定的で確実な財政措置や、指定都市教育行政部局が給与・旅費支給事務を実施するための事務体制の整備やこれに係る財政上の課題などについて検討し、関係者の理解を得て進めることが必要である。

③ 教職員の人事等における校長の意向の反映について

・ 学校が児童、生徒、保護者の要請や地域の状況に応じた教育を主体的に行っていくためには、学校に権限を与え、校長のリーダーシップの下で自主的・自律的な学

校運営ができるようにすることが必要である。

- 教職員の人事については、教員の自らの能力や意欲をアピールしてフリー・エージェント宣言し、各校長がその人材一覧から求める人材を指名する教員版フリー・エージェント制度の取組や、校長が自校の求める人材をHPで募集し、選抜した人材を教育委員会へ具申する教員公募制の取組など、教職員の配置に対する校長の意向を反映させる取組を更に拡大していくことが望まれる。
- また、学校の企画や提案に基づいた予算の配分や、使途を特定しない裁量的経費の措置など、予算面における学校裁量の拡大も更に進めることが望まれる。あわせて、こうした校長の裁量の拡大に伴い、校長がより一層積極的に保護者等に対する説明責任を果たしていくことが必要である。

(3) 教育現場の士気を高める方策について

- 教員評価の実施により、評価が透明化・双方向化された、面談前の授業観察を通じた校長と教員の意思疎通が図られたという成果がある一方、評価者の資質向上や評価方法の見直しによる評価の改善、評価結果を人事や給与等の処遇へ反映していくことが課題となっている。
- 多くの地方自治体で行われている、教育実践に顕著な成績を上げた教員を表彰する取組に加えて、児童、生徒や保護者の選抜により教員を表彰する仕組みや、教員表彰を受賞した教員を研修の講師として活用する取組などが有効である。
- 教員評価については、一般に、能力評価と業績評価、あるいは、自己評価と第三者評価を組み合わせるなどの方法により実施されている。その結果、旧来の勤務評定と比較して、評価が透明化・双方向化された、また、面談前の授業観察を通じた校長と教員の意思疎通が図られたという成果がある一方、評価者の資質向上や評価方法の見直しによる評価の改善、また、評価結果を人事や給与等の処遇へ反映していくことが課題となっている。
- また、平成18年度より文部科学大臣優秀教員表彰を実施しているほか、多くの都道府県・指定都市で、教育実践に顕著な成績を上げた教員を表彰する取組を行っており、一部の教育委員会では、表彰に伴い、給与上の優遇措置等を行っている。
- 教員の士気を高める給与に関しては、メリハリある給与体系を推進し、部活動など職務に応じた手当の在り方を考えるべきであるという意見があった一方、能力と実績に基づく公務員制度に基づき、職階を多段化し能力に応じて本給の部分で対応するのが原則であるという意見もあった。
また、教員給与については、人材確保法に基づく優遇措置が目減りする中、現場の士気を高めるような対応が大切であるという意見があった。

- 教員は、児童、生徒から喜ばれたり、保護者からの尊敬や信頼を獲得できることが大切であることから、児童、生徒や保護者の選抜により教員を表彰する仕組みや、各学校で年に1回必ず表彰することを文化として広めていくことも有効であるという意見があった。
- 教員は、若い教員と接し、育成することに喜びを感じるので、教員表彰を受賞した教員を研修の講師として活用することや、教員が自分のノウハウを学校に提供するといった貢献を評価の観点にすることも大切であるという意見があった。
- また、教員の仕事は協働意識が非常に重要であり、学年・分掌といったチームで取り組んでいることを評価する仕組みも重要であるという意見があった。

(4) 第三者評価の在り方について

- 学校は、学校評価を通じて、家庭・地域と課題や目標を共有し、教育活動の充実につなげることが期待される。また、設置者は、評価結果を踏まえて学校に対する支援・改善の措置を講じることが重要である。今後、第三者評価の在り方についても、更に検討することが必要である。
- 平成19年度より教育委員会の活動状況の点検・評価が制度化されているが、まずは内部からしっかりと教育長や事務局の事務執行を評価し、改善につなげていくことが重要であり、新たな教育委員会は、教育長の事務執行を住民目線による第三者的立場からチェックする機能を強化すべきであるという意見があった。
- 近年約84%の学校で、保護者や地域住民等による学校関係者評価が、自己評価と有機的・一体的に実施されている。
学校関係者評価は、単に学校の教育活動等を評価し学校運営の改善を図るだけでなく、学校・家庭・地域が課題や目標を共有し、それぞれの役割の確認や教育活動の充実につなげている例も多く、このような取組の推進が期待される。
- また、法令上、校長は学校評価の結果を、設置者に報告することとされており、都道府県、市町村等の設置者は、評価結果を踏まえ、学校に対する支援や条件整備等の改善の措置を講じることが重要である。実際、設置者による評価結果の分析、評価結果に基づく指導主事等による専門的指導などの支援が充実している市町村では、学校評価による効果を高く実感している学校が多い傾向にある。
- また、学校とその設置者が実施者となり、外部の専門家を中心とした評価者により行われる第三者評価は、法令上に位置づけはないものの、実施者の判断により、専門性を高める観点などから実施されている。今後、第三者評価の在り方についても、更に検討することが必要である。

3. 学校と教育行政、保護者・地域住民との関係の在り方について

(1) コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の重要性

- コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の活用を通じ、社会総がかりで学校教育の質を高めることが重要である。

- 我が国が教育が様々な課題に直面する中で、これらの課題を克服し、教育再生を実行していくためには、教育委員会制度の改革を行うとともに、教育に関わる様々な当事者が連携・協働する体制を構築することが重要である。
- このため、教育行政における適切な役割分担等を図ることとあわせ、多様な地域や子供の実情に応じた質の高い学校教育の実現に向けて、校長のリーダーシップのもと教職員がチームとして力を発揮するとともに、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図り、社会総がかりで子供たちを育むことが重要である。
- 保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は、平成25年4月現在、導入校が1,570校に達し、多くの学校で学力向上や不登校の減少などの成果を上げてきている。これは、学校と地域が学校運営に関して共通の理解と目標を持ちつつ、地域との様々な関わりの中で教員が一定の緊張感を持って授業改善に努めることや、地域からきめ細かな学校支援を得ることにつながった結果であるとの意見があった。
- また、地域住民等による学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートする学校支援地域本部は、平成25年8月現在、3,527本部、公立小中学校の約28%に達し、授業の補助や部活動指導の補助、学校行事の支援等の学校支援活動が幅広く行われている。これにより、子供たちが多様な知識や経験を持つ地域の大人と触れ合う機会の増加や、地域の教育力の向上に成果を上げている。
- 今後、学校運営の充実や、学校・家庭・地域の協働体制の構築に向け、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の一層の拡大と充実が必要である。

(2) 地域とともにある学校づくりの推進方策

- 国は、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の未設置の地域に対する支援、マネジメント力向上に向けた教職員研修等の在り方の検討及び地域人材の資質向上策などを推進する。
- 教育行政部局は、自主的・自律的な学校運営の促進や、マネジメント力を持った教職員の育成及び配置などを行う。
- 学校は、地域と連携・協働するための体制整備や学校に関する情報の積極的発信な

どを行う。

① 国の取組について

- ・ 本年6月に閣議決定された第2期教育振興基本計画においては、コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割（約3,000校）に拡大すること、また、すべての学校区に学校支援地域本部などの学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築することとしている。

目標達成に向けて設置数は共に順調に増加しているが、導入の状況には地域差もあることから、引き続き未導入の地域を中心とした支援を着実に推進することが必要である。

- ・ コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の導入や運用上の課題として、学校・家庭・地域の連携・協働に関する校長や教職員の理解や実践経験の不足及び実務の負担の在り方を挙げる意見があった。

このため、地域とともにある学校づくりに必要なマネジメント力の向上に向け、教職員研修等の在り方を検討することが必要である。また、文部科学大臣優秀教職員表彰制度におけるコミュニティ・スクール関係者等の表彰を推進するなど、学校と地域の連携・協働に組織的に取り組む教職員が積極的に評価される取組を充実することが重要である。

また、教職員等の体制を充実すべきとの意見もあり、地域との連携・協働の担当の配置を促すなど、組織的・継続的な取組に向けた支援が必要である。

- ・ あわせて、学校運営協議会の委員やコーディネーターとなる地域の人材の育成や確保に向けた支援も求められる。コミュニティ・スクールの制度創設以来10年近くが経過し、次代を担う人材の育成が必要との意見もあった。

このため、教育委員会等が行う、学校運営協議会の委員やコーディネーターの資質向上及びそのネットワークの構築等の取組に対する支援を推進することが必要である。

② 教育行政部局の取組について

- ・ 教育行政部局は、地域とともにある学校づくりを進めるため、学校への権限委譲等を通じ学校の自主的・自律的運営を促進するとともに、各学校の運営上の課題を踏まえたきめ細やかな支援を行う。また、事務機能の強化や、マネジメント力をもった管理職・教職員の育成及び配置とその積極的な評価などを推進することが求められる。

- ・ また、保護者・地域との連携・協働が進んでいない学校に対し、その取組を促し支援する。あわせて、保護者や地域住民に対しても、取組の必要性や成果を広く周知するなど、学校への理解と参画を促す環境づくりが重要である。その際、PTAや自治会などの既存の団体を活用することも考えられる。

- ・ 都道府県は、県費負担教職員の適正配置と人事交流の観点から、最終的に自らの権限と責任において任命権を行使するものであるが、地域とともにある学校づくりのための人事上の工夫に努めることが求められる。
例えば、都道府県が、コミュニティ・スクール導入校を対象とした教員公募制を採用し、意欲や力量のある教員を配置することにより、地域とともにある学校づくりを人事面で支援している例もあり、このような取組の推進が期待される。

③ 学校の取組について

- ・ 地域とともにある学校づくりを推進するため、地域との連携・協働の機能を校務分掌で明確に位置づけ、実働できる体制を整備することが重要である。また、学校事務の共同実施を通じて、事務機能の強化を図ることも有効な方策と考えられる。
- ・ また、学校は、学校公開や学校ホームページにより日々の教育活動の情報発信を行うことがまず重要であるとの意見があり、取組の充実が求められる。

(3) 今後の展望

- 今後は、学校運営協議会を基盤とした、学校・家庭・地域の三者の協働体制の在り方を検討すべきである。
- 学校運営協議会と学校支援地域本部などの学校支援活動を連携させたり、また一体的に運用したりする事例が増えている一方、両者の連携不足を指摘する意見もあった。学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、より一体となって子供たちを育むため、国の関連施策の一体化も含め、学校運営協議会を基盤とした三者の協働体制の在り方を検討すべきである。
- なお、学校評議員、学校関係者評価、学校運営協議会など、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映する仕組みについては、法令の規定に従いつつ、例えば、新たに学校運営協議会を置く場合には、学校評議員を置かないなど、それぞれの学校の実情に応じて、効率的・効果的な活用を図ることが重要である。今後、上記と併せ、学校評議員制度の在り方についても検討すべきである。

議会教育民生常任委員と教育委員との意見交換会

- 1 目 的** 議会教育民生常任委員と教育委員が今後の教育行政について建設的・発展的な意見交換を通じて課題等を共有化し、問題意識を持って「北栄町教育」の充実を図る。
- 2 実施時期** 平成26年1月8日（水曜日）
午後1時30分から午後3時00分まで
- 3 場 所** 北栄町役場大栄庁舎 2階 第2・3会議室
- 4 出 席 者** 議会教育民生常任委員
教育委員、教育委員会事務局課長、指導主事
- 5 日 程**
- (1) あいさつ
 - 議会教育民生常任委員会 町田 貴子委員長
 - 教育委員会 福光 純一委員長
 - (2) 教育委員会からの報告
 - …①北栄町の教育ビジョン
 - ②平成25年度事務事業
 - 教育総務課、生涯学習課
 - (3) 意見交換
 - 今後の「北栄町教育」について
 - ・教育委員会からの報告
 - ・議会教育民生常任委員会から提案のあったテーマ
 - (4) その他
- 6 そ の 他** 意見交換会においては、教育委員会が目指す方針や目標達成のために取り組んでいることを報告し、理解・認識していただき、その後、各議員が抱いておられる教育に関する課題や想い・考え方等を聞き取り、議員と教育委員が意見交換しながら今後の教育行政施策への参考としていく。

町長と教育委員との意見交換会

- 1 目的** 3期目を迎えた松本町長の「北栄町の教育」へ想いや具体的な方向性などを確認するとともに、意見交換を通じて互いに同じ方向性を向いた**今後の「北栄町教育」**の充実・発展を目指す。
- 2 実施時期** 平成26年1月8日(水)
午後3時30分から1時間30分程度
※ 意見交換会終了後、懇親会を開催します。
- 3 場所** 役場大栄庁舎 2階 第4会議室
- 4 参集範囲** 町長、副町長
教育委員、教育委員会事務局課長、指導主事
- 5 会の流れ** 会の進行は、教育総務課長が行う。
 (1) あいさつ
 …町長・教育委員長
 (2) 松本町長の「北栄町教育」に対する想い・考え方
 …3期目を迎え、マニフェスト等に掲げられている「教育」に対する想いなど具体的な方向性を確認
 (3) 意見交換
 …①町長の想いやマニフェスト、まちづくりビジョンから「教育」の向かう方向性や具体的な取り組みを探りながら、互いに情報等の共有を図る。(中長期展望)
 ②喫緊の課題や特色ある取り組みなど平成26年度の具体的な事務事業への意見を探り、実施への参考とする。(短期取組)
 (4) その他
- 6 その他** 会の運営では、互いに執行する側の立場であることから、教育全般への想いを述べ合い「北栄町教育」の方向性を確認するとともに、具体的な事務事業への企画立案・取り組みの参考とする。
また、引き続き会場を変え「懇親会」を開催し、更なる意思疎通を図る。